

これからの緑の取組[2019-2023]（案）について

横浜みどりアップ計画については、平成21年度から横浜みどり税を財源として積極的に活用し、鋭意、さまざまな事業・取組を進め、本年度は最終年度となります。

31年度からの計画である「これからの緑の取組[2019-2023]」（案）について報告します。

1 「これからの緑の取組[2019-2023]」（案）について

「これからの緑の取組[2019-2023]」（案） 【別紙1】

横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）の事業費一覧 【別紙2】

<参考資料>

横浜みどり税条例改正案について（政策・総務・財政委員会付議資料）

これからの緑の取組

[2019-2023]

(案)

2018 年 9 月

横浜市環境創造局

目次

第1章 横浜の緑の取組と方向性	1
1 横浜市の緑の取組	2
2 緑がもつ多様な役割と機能	5
3 これからの緑の取組の方向性	7
4 これからの緑の取組の進め方	9
第2章 これからの緑の取組	10
1 取組の方針	11
2 取組の体系	12
3 取組の内容	13
4 取組・事業費一覧	42
資料編	50
1 横浜みどりアップ計画（計画期間：平成 26-30 年度）の評価・検証	51
2 横浜の緑に関する市民及び土地所有者意識調査の結果（概要）	62
3 これからの緑の取組[2019-2023]（素案）に対する市民意見募集の結果（概要）	73
4 横浜みどりアップ計画市民推進会議	77
5 横浜市税制調査会からの答申（概要）	81

第1章

横浜の緑の取組と方向性

1 横浜市の緑の取組

横浜市水と緑の基本計画と横浜みどりアップ計画

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に、多くの樹林地や農地などの多様な緑を有しています。横浜市では、これらの緑を次世代に引き継ぐため、「横浜市水と緑の基本計画（以下、水と緑の基本計画）」を2006（平成18）年に策定し、2016（平成28）年の改定で「多様なライフスタイルを実現できる水・緑豊かな都市環境」を目標像に掲げ、水と緑の環境を育む様々な取組を展開しています。

水と緑の基本計画では、3つの推進計画のひとつとして「拠点となる水と緑、特徴ある水と緑をまもり・つくり・育てます」を掲げ、郊外部のまとまりのある樹林地や農地を中心とする緑の拠点の保全と活用を進めるほか、都心臨海部などのまちなかでの緑の創出や充実を進めることで、風格があり魅力ある街並みの形成を推進しています。

2009（平成21）年度からは、緑の減少に歯止めをかけ、「緑豊かなまち横浜」を次世代に継承するため、「横浜みどり税」を財源の一部に活用した重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を推進しています。2014（平成26）年度から、横浜みどりアップ計画は、「みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜」を計画の理念とし、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」「市民が身近に農を感じる場をつくる」「市民が実感できる緑をつくる」という3つの柱に「効果的な広報の展開」を加え、進めてきました。



緑の10大拠点

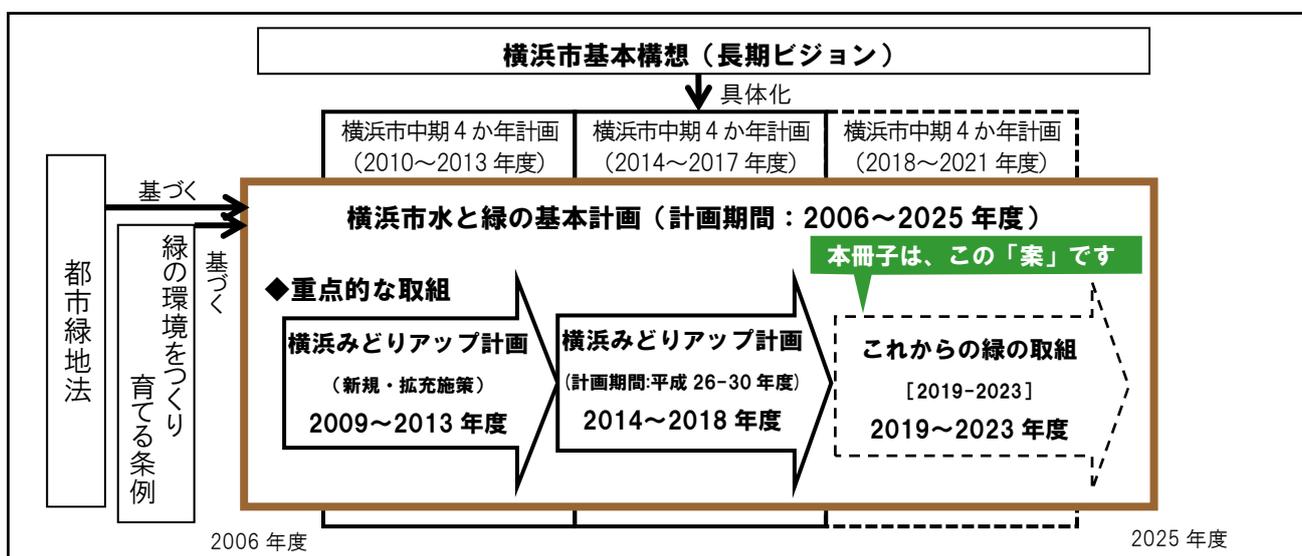


これからの緑の取組 [2019-2023]

現行の「横浜みどりアップ計画」は、2018（平成 30）年度までの計画ですが、緑の保全や創出は長い時間をかけて継続的に取り組むことが必要です。また、計画期間中の社会の変化にも対応しながら、取組の成果を市民の「実感」につなげていくことが求められています。

そこで、市では、これまでの取組の成果や課題、市民意識調査の結果などを踏まえ、2019（平成 31）年度以降に重点的に取り組む「これからの緑の取組 [2019-2023]」の素案をとりまとめました。この素案に対し、市民意見募集を行い、その結果や、「横浜市中期 4 か年計画」「横浜市環境管理計画」などの諸計画の改定内容を反映し、「これからの緑の取組 [2019-2023]」の案としてまとめました。

なお、2018（平成 30）年度に実施した「横浜みどりアップ計画（計画期間：平成 26-30 年度）の評価・検証」、素案に対する市民意見募集の結果など、検討経過の資料を本冊子の資料編に掲載しています。





「これからの緑の取組[2019-2023]」策定の流れ

2 緑がもつ多様な役割と機能

緑とともにある市民の暮らし

みなとみらい 21 地区に象徴される横浜の中心市街地から少し郊外へ行くと、住宅地のすぐそばの畑で農作業をしている人や、住宅や農地に寄り添うように残された森で散策する人を見かけたり、その先には大きな森や農地が現れたりします。横浜は、370 万人を超える人が暮らす大都市ですが、まだまだいろいろな場所にたくさんの緑が残っています。

横浜では戦後、急激な人口増加にともなって開発が進み、多くの森や農地が宅地化されてきました。こうした状況のなか、緑を守り、市民が憩う場として、全国に先駆け「市民の森」制度を創設し、市民と市の協働により、森の手入れを進めるなどの取組も行われています。

市民の森へは、駅やバス停から少し歩くだけで、気軽に行くことができ、多くの市民に親しまれています。



また、青葉区の寺家ふるさと村のように、散策の帰りに地元でとれた新鮮な野菜を買うことができる場所もあります。

大都市にもかかわらず、横浜には、市民の憩いの場となる森、地産地消を支える農地、地域の魅力となる緑や花など、多様な緑が身近な場所にたくさんあり、横浜の魅力の一つとなっています。

暮らしを支え、豊かにする緑の存在

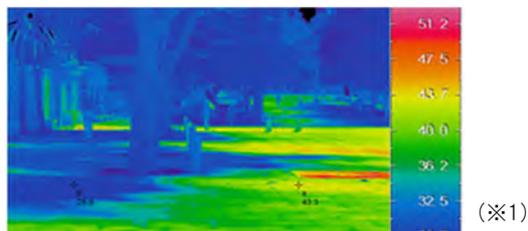
緑には、防災・減災に資する機能をはじめ、生物多様性を保全する機能、ヒートアイランド現象の緩和など都市環境を保全する機能、豊かな水環境形成につながる雨水貯留・かん養機能や、美しい街をつくる景観形成機能などがあります。これら緑の持つ多様な機能を発揮し、グリーンインフラとしての活用を推進することで、SDGs（※）の達成に寄与し、気候変動の影響に対する適応策にもなります。市民の暮らしを支え、豊かにするために、緑の多様な機能が十分に発揮される環境を整えていく必要があります。

（※ SDGs（持続可能な開発目標）：2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された 2016 年から 2030 年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための 17 のゴール・169 のターゲットから構成）

緑の多様な機能

環境保全機能

ヒートアイランド現象の緩和、大気浄化、騒音防止、防塵等の効果で、都市の過酷な環境を改善し、市民の生活環境を保全



生物多様性保全機能

樹林地や農地が、健全に保たれ、まとまりやつながりを持つことで、生物多様性を保全



貯留・かん養機能

樹林地や農地などの緑は、雨を大地にしみ込ませ、蓄えることで、河川や地下水の水量を豊かにし、健全な水循環に寄与



防災・減災機能

雨水のピーク流出量を抑制して浸水被害を軽減。また、オープンスペースとして避難場所や火災延焼防止の効果



環境教育・コミュニティ機能

次世代を担う子どもたちの自然体験の場と機会を提供し、住民の交流の場となり地域コミュニティの強化に寄与



レクリエーション機能

散策や農体験など多様なレクリエーション利用を通じた市民の身近な遊び場、憩いの場、健康づくりの場として活用



景観形成機能

快適で美しく潤いのある都市景観や自然と歴史に基づく個性と風格ある都市景観の形成に寄与



街の魅力向上・賑わい創出機能

都市の魅力的な緑や花により、賑わいの創出や不動産価値向上など、都市全体の魅力向上に寄与



(※1 グランモール公園での熱環境調査の写真：赤いほど温度が高く、青いほど低い)

(※2 国土交通省資料より、阪神淡路大震災の神戸市長田区大国公園の焼け止まり効果：赤円が公園、公園から左下側の街は火災を免れた)

3 これからの緑の取組の方向性

これまでの「横浜みどりアップ計画」の基本的な枠組みや主な取組を継承

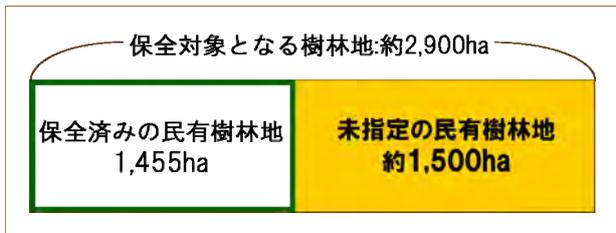
これまで取り組んできた「横浜みどりアップ計画」は、緑地保全制度による樹林地の保全や、地域での緑の創出が進むなどの成果があがっています。これらの成果を踏まえ、計画の理念や目標像、基本的な枠組みや主な取組を継承します。

●緑地保全制度による指定が進んだ一方で、市内には保全すべき樹林地が多く残っており、引き続きまとまりのある樹林地の保全に取り組めます

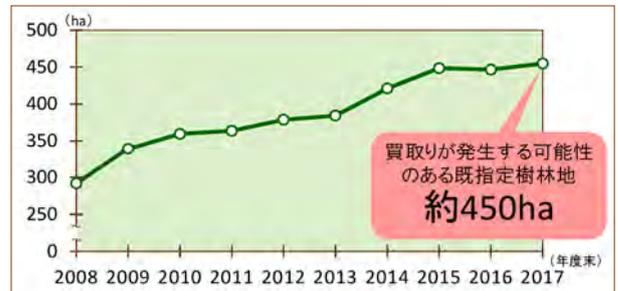
「横浜みどりアップ計画」開始以降、緑地保全制度に基づく地区指定により樹林地を積極的に保全してきましたが、未指定の民有樹林地は約1,500ha残っています。

また、指定地での買取り申し出に着実に対応し、2009（平成21）年度から9年間で213.1haの樹林地を市有地としましたが、今後買取りが発生する可能性のある既指定樹林地の総面積は約450haあります。

横浜の緑の減少に歯止めをかけるため、今後も継続した取組を進めていくことが必要です。



▲保全対象の未指定民有樹林地の総量（2017年度末時点）



▲買取りが発生する可能性のある既指定樹林地の総面積推移

●農にふれあう場づくりを進めます

横浜の貴重な農景観である水田の減少を食い止めるため、引き続き保全の取組を進めます。

イチゴ狩りや芋掘りなどの収穫体験や一年を通じた野菜の栽培などができる多様な農園のほか、横浜の農畜産物を買う、食べることでできる場など、農にふれあう場や機会が求められています。



▲良好に保全された農景観



▲保全された水田



▲「農」に関することで今後おこなってみたいこと（横浜の緑に関する市民意識調査：2017年7月）

●コミュニティの活性化にもつながる、地域での緑のまちづくりを継続します

地域緑のまちづくり 地域緑化計画策定地区



地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する取組である地域緑のまちづくりが、多くの地域で取り組まれ、その地区ならではの緑のまちづくりが進むとともに、緑をテーマとしたコミュニティ活動も盛んになりました。今後も継続して、地域緑のまちづくりを進めます。

保全・創出した緑の適切な育成を推進

これまでの取組により、保全した樹林地や農地、創出した緑や花が増えています。緑のもつ多様な機能や役割を発揮できるよう、適切な育成を推進します。

●取得した樹林地の多様な機能や役割を発揮させるための取組を進めます

今後増加が見込まれる市が取得した樹林地について、地域の特性に合わせた維持管理や、市民が地域の緑を楽しむ活用できる場づくりが求められています。



▲森づくりボランティアによる活動（栄区/上郷市民の森）

▲森の中を歩くウォーキングイベント（磯子区/峯市民の森）

●緑や花の創出が進展し、これらの緑や花を適切に維持管理します



これまでに創出した公共施設の緑や、多くの人が訪れ、街の賑わいを生み出す都心臨海部での緑や花などがその機能を発揮できるよう、適切な維持管理が必要です。

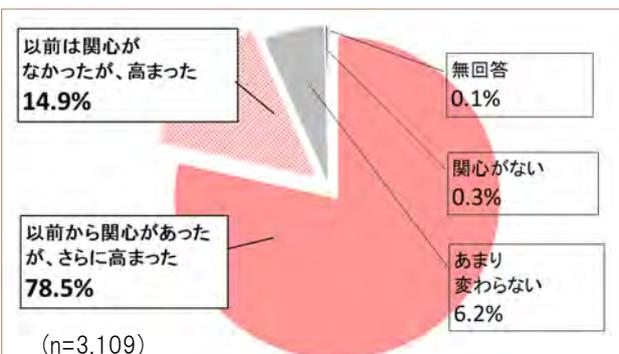
市民が緑を実感でき、街の魅力を高める取組を強化

2017（平成29）年3月から6月にかけて、第33回全国都市緑化よこはまフェア（以下、フェア）を開催しました。緑や花が街の魅力や賑わいの創出に大きく貢献し、さらにフェア開催を通じて緑や花への関心が高まるなど、新たな横浜の魅力を生み出すことができました。

この成果を生かし、市民が緑を実感でき、街の魅力を高める取組を強化していきます。

●フェアの開催を契機に、緑や花への関心が高まっています

フェア来場者アンケート「花や緑への関心について」回答結果



▲フェア来場者アンケートで「以前から関心があったが、さらに高まった」「以前は関心が高かったが、高まった」と回答した人を合算すると約93%の人が「高まった」と回答

●緑や花は街の魅力や賑わいの創出に大きく貢献します

地域や施設に合わせた季節感のある緑や花は、街の魅力を高め、賑わいを創出するほか、緑や花を育む活動が地域のコミュニティ形成にもつながっています。



4 これからの緑の取組の進め方

「横浜みどりアップ計画」に基づき、土地所有者の理解と協力をいただきながら緑地保全制度に基づく指定による樹林地の保全を進めてきたほか、市民の森の愛護会や森づくり活動団体、さらにはCSR（企業の社会的責任）活動や研修などの場として森や農地を活用する企業、保育園・幼稚園・小中学校・高校・大学など、様々な主体との連携により、樹林地や農地の保全・活用、街の魅力を高める緑や花の創出・育成に取り組んできました。

第33回全国都市緑化よこはまフェアでは、これまで培われた緑や花に関する市民活動をもとに、それぞれの地域で様々な緑や花の取組が活発に行われ、緑や花に親しむ機運が大いに高まりました。

「これからの緑の取組」では、この機運を継承し、樹林地や農地の土地所有者、市民、企業、学校などの多様な主体との連携を一層推し進めながら、「みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜」を目指していきます。



第2章

これからの緑の取組

1 取組の方針

取組の理念

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜

5か年の目標

取組の理念のもと、2019年度から2023年度までの5か年の目標を、次のとおりとします。

- 1 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します**
緑地保全制度による指定が進むことで樹林地の担保量が増加、水田の保全面積を維持、市街地で緑を創出する取組が進展 など
- 2 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます**
森の保全面積など緑の多様な機能や役割を発揮する取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など
- 3 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します**
森に関わるイベントや農作物の収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

取組の柱

5か年の目標の実現に向けて、「これからの緑の取組」では、次の3つの取組の柱と、効果的な広報に重点的に取り組みます。取組の体系や具体的な内容は、次頁以降に記載しています。

取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な機能や役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での機能や役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

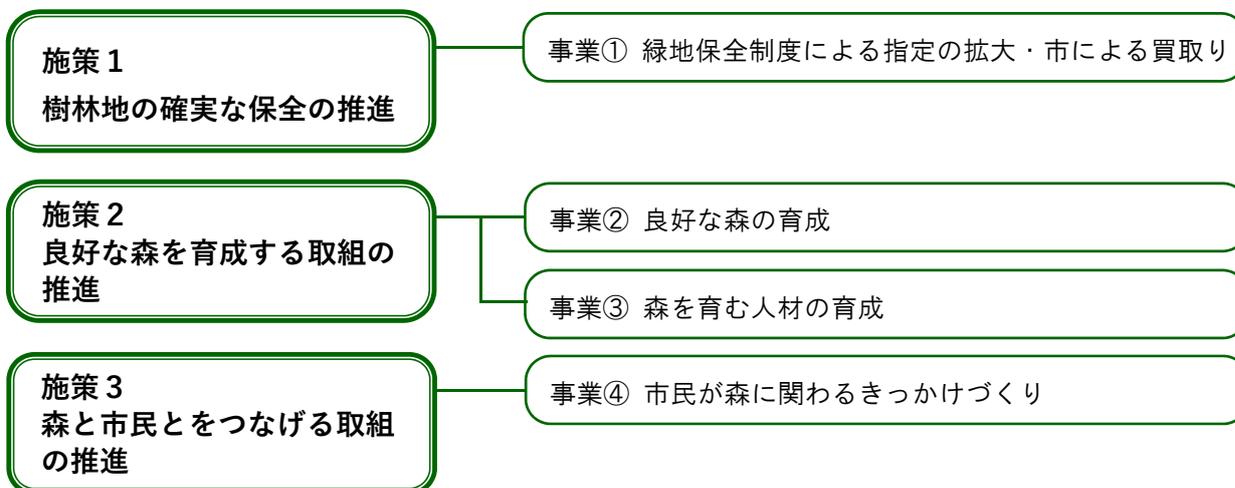
取組の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

街の魅力を高め、賑わいづくりにつながる緑や花、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組みます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

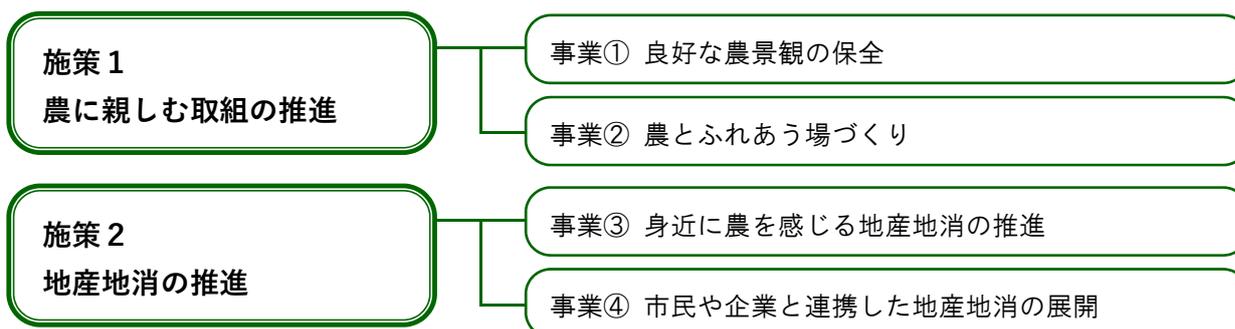
効果的な
広報の
展開

2 取組の体系

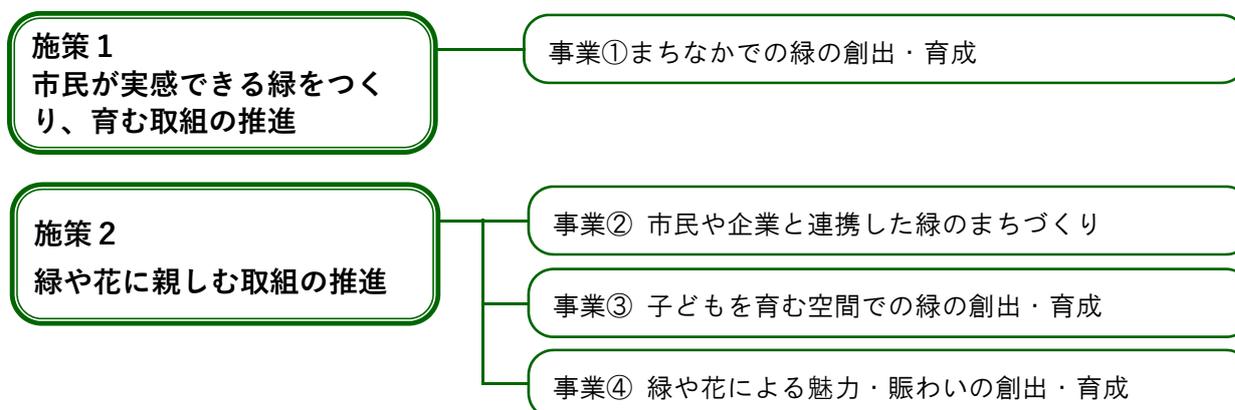
取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む



取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる



取組の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる



効果的な広報の展開

事業① 市民の理解を広げる広報の展開

3 取組の内容

取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な機能や役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

概要

都市における森は、都市の骨格をつくり、貴重なオープンスペースであると同時に、生き物の生息・生育の場であり、ヒートアイランド現象の緩和、気候変動の影響への適応策としての浸水対策などの防災・減災、市民のレクリエーションの場など、多くの機能や役割があります。さらには、樹林地や農地が一体となって横浜らしい美しい景観を形成している地域も存在します。これらを次世代に引き継いでいくため、森の持つ多様な機能や役割に配慮しながら、土地の所有者や地域の住民など、市民・事業者とともに森の保全、育成、活用に取り組めます。



市内に残るまとまりのある樹林地

取組の内容

施策1 樹林地の確実な保全の推進	事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り (1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り
施策2 良好な森を育成する取組の推進	事業② 良好な森の育成 (1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進 (2) 指定した樹林地における維持管理の支援
	事業③ 森を育む人材の育成 (1) 森づくりを担う人材の育成 (2) 森づくり活動団体への支援
施策3 森と市民とをつなげる取組の推進	事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり (1) 森の楽しみづくり (2) 森に関する情報発信

施策1 樹林地の確実な保全の推進

事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

市内に残る樹林地の多くは民有地であり、まとまりのある樹林地を保全して次世代に引き継ぐためには、土地を所有する方が、できるだけ持ち続けられるよう支援することが必要です。そこで、緑地保全制度に基づく指定により土地所有者へ優遇措置を講じることで、樹林地を保全します。

また、土地所有者の不測の事態等による、樹林地の買入れ申し出に対応します。

(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

●緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の保全

土地所有者ができるだけ樹林地を持ち続けられるよう、固定資産税の減免などの優遇措置の適用や維持管理などの負担軽減が可能となる緑地保全制度による指定を進め、樹林地等を保全します。

樹林地の指定目標：5か年で300haの新規指定を目指します

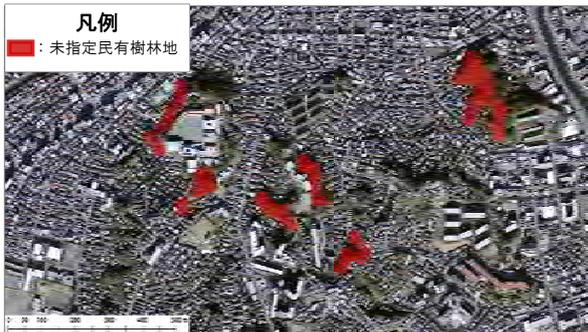
「これからの緑の取組 [2019-2023]」(案)の5か年の計画期間では、緑の10大拠点内の樹林地や、市街化区域内の身近なまとまりのある樹林地の指定を重点的に推進し、300haの新規指定を目指します。

凡例
 : 10大拠点内
 : 未指定民有樹林地



緑の10大拠点内の樹林地

凡例
 : 未指定民有樹林地



市街化区域内の身近なまとまりのある樹林地

●土地所有者の不測の事態等による土地の買取り

特別緑地保全地区の指定地等で、所有者に不測の事態等が発生し、市へ土地の買入れ申し出があった場合に、市が買取りに対応します。

●保全した樹林地の整備

市民の森や市が取得した樹林地について、良好に維持管理するため、管理に必要なスペースの確保、柵の設置やのり面の安全対策、越境している樹木等のせん定や間伐などを行います。また、市民の森では、散策路やトイレなどの市民が自然に親しむために必要な施設の整備を行います。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1)緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	<ul style="list-style-type: none"> ●緑地保全制度による新規指定：300ha ●保全した樹林地の整備：推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・緑の10大拠点内の樹林地や、市街化区域内の身近なまとまりのある樹林地の指定を重点的に推進 ・市による買取りの想定面積：113ha

緑地保全制度とは...

緑地保全制度は、樹林地を中心とする緑地を保全するための制度で、法律に基づく制度と条例に基づく制度があり、土地所有者の意向や土地の特性に合わせて制度の指定を進めます。緑地保全制度により指定されると、土地の形質の変更（木竹の伐採、建築等）などに制限を受けますが、様々な優遇措置があります。

代表的な緑地保全制度の特徴

制度の名称	根拠法令	特徴	主な優遇措置
特別緑地保全地区	都市緑地法	おおむね 1,000 ㎡以上のまとまりのある貴重な緑地を、都市計画により永続的に保全します。	①固定資産税評価額が 1/2 ②相続税評価額 8 割減 (山林・原野) ③市への買入れ申し出が可能
近郊緑地特別保全地区	首都圏近郊緑地保全法	近郊緑地保全区域内で良好な自然環境を形成する相当規模の緑地を、都市計画により永続的に保全します。	
市民の森	・緑の環境をつくり育てる条例 ・各制度の詳細を定める要綱	所有者のご協力のもと、おおむね 2ha 以上の緑地を保全するとともに市民の憩いの場として利用させていただく制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②緑地育成奨励金の交付 ③契約更新時に継続一時金の交付 ④不測の事態等が発生した場合、市は買取り相談に対応
緑地保存地区		市街化区域に残る 500 ㎡以上の身近な緑地を保全する制度です。	①固定資産税及び都市計画税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付
源流の森保存地区		市街化調整区域に残る 1,000 ㎡以上の良好な緑地を保全する制度です。	①固定資産税の減免 ②契約更新時に継続一時金の交付

樹林地を所有するうえで困っていると感じていることは...

横浜の緑に関する土地所有者意識調査で、樹林地をお持ちの方へ聞きました



緑地保全制度に基づく指定により、維持管理に対する助成や固定資産税等の減免などの優遇措置を受けることで、土地所有者の負担軽減につながります。

施策2 良好な森を育成する取組の推進

事業② 良好な森の育成

生物多様性の保全、快適性の確保、良好な景観形成、防災・減災など、森に期待される多様な機能が発揮できるように、利用者や樹林地周辺の安全にも配慮し、愛護会や森づくりボランティア、企業等様々な主体と連携しながら、良好な森づくりを進めます。また、樹林地を所有する方が、できるだけ樹林地として持ち続けられるよう、緑地保全制度による指定地における維持管理の負担を軽減するための支援を行います。

(1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進

市民の森、ふれあいの樹林、市有緑地及び都市公園内のまとまった樹林を対象に、生物多様性の保全、快適性の確保、良好な景観形成、防災・減災など森が持つ多様な機能が発揮できるように、利用者や樹林地周辺の安全にも配慮しながら、良好な森づくりを進めます。森づくりにあたっては、地域の特性等を踏まえて策定した管理計画に沿って、愛護会など多様な主体と連携しながら実施します。



良好な森づくり

(2) 指定した樹林地における維持管理の支援

土地所有者の維持管理負担を軽減し、樹林地の安全性の向上などを図るため、緑地保全制度により指定した樹林地の外周部で土地所有者が行う危険・支障樹木のせん定・伐採や草刈りなどの維持管理作業や、樹林地内部の倒木や枯れ木の撤去処分などの費用の一部を助成します。これにより、緑地保全制度による指定を推進します。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進	●森の維持管理：推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保全管理計画の策定 ・保全管理計画や森づくりガイドラインを活用した維持管理 <対象> (取組中間(2021)年での見込) 市民の森、市有緑地などの樹林地：約800ha 都市公園内のまとまった樹林：約200ha
	(2) 指定した樹林地における維持管理の支援	●維持管理の助成：500件	<ul style="list-style-type: none"> ・対象：外周部の危険支障樹木のせん定・伐採、草刈り、樹林地内部の倒木・枯れ木の撤去処分、不法投棄防止のためのフェンス設置、簡易土留めの設置など

事業③ 森を育む人材の育成

市民や事業者と市の協働により森を育む取組を進めるため、森づくり活動に取り組む市民や団体を対象に、活動のための知識や技術に関する研修を実施し、森を育む「人」を育てます。また、森づくり活動を行う団体を対象に、活動に必要な支援を行います。

(1) 森づくりを担う人材の育成

森づくりボランティアの登録者や森づくり活動に取り組む団体を対象に、基本的な知識と安全確保を学ぶための研修や、活動のスキルアップのための研修を開催します。

また、ニュースレターやウェブサイトを活用し、森づくりに関する情報発信を行うほか、森づくりボランティアが団体の活動に参加できる取組を推進します。



森づくり活動団体による森の維持管理

(2) 森づくり活動団体への支援

市民の森や都市公園内のまとまった樹林で活動する団体を対象に、森づくりに必要な道具の貸出しを行います。また、活動に対する助成や、専門家派遣による支援を行います。

維持管理作業の際に発生した間伐材などを樹林地内でチップ化したり、樹名板を作成するなどの活用を推進します。



専門家派遣による現地での研修

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 森づくりを担う人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ●森づくりを担う人材の育成：推進 ●広報誌等での森づくり活動に関する情報発信：20回 	
	(2) 森づくり活動団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ●森づくり活動団体への支援：150団体 ●森づくり活動団体への専門家派遣：20回 ●チップの貸出し：推進 	<ul style="list-style-type: none"> ・150団体の内訳： 市民の森、市有緑地などの樹林地で活動する100団体 都市公園内のまとまった樹林地で活動する50団体

施策3 森と市民とをつなげる取組の推進

事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり

横浜の森について理解を深め、さらには行動につなげるため、森に関するイベントや講座の開催により、市民が森に関わるきっかけを提供します。また、市内5か所にあるウェルカムセンターの活用などにより、情報発信等に取り組みます。

(1) 森の楽しみづくり

●森に関わるきっかけとなるイベントや広報の実施

各区での催し等において、森に関わるきっかけとなり環境を学ぶ機会にもなるイベントや広報の取組を展開します。特に、森に関わる第一歩として、親子で参加できるイベントの充実などに取り組みます。

●自然解説、プログラムリーダーの育成

森を楽しむためのプログラムを自ら企画・運営できる人材を育成するための講座などを開催します。



森の中でのイベント

(2) 森に関する情報発信

●市民の森・ふれあいの樹林のガイドマップ作成

市民の森・ふれあいの樹林のガイドマップを作成し、市民が気軽に森を訪れ、楽しむ環境づくりを推進します。

●ウェルカムセンターの運営

ウェルカムセンターにおける展示解説や自然体験、環境学習の機会の提供等を、企業のCSR活動などと連携しながら実施し、市民が森について理解を深めるための取組を推進します。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
④	(1) 森の楽しみづくり	●市内大学や関係団体などと連携したイベントや、区主催による地域の森でのイベントの実施：180回	・森をつなぐ「ウォーキング」、森を活用した体験や学習など
	(2) 森に関する情報発信	●ウェルカムセンター周辺の緑を活用したイベント等：50回	・新規に指定された市民の森等のガイドマップの作成・リニューアル ・ウェルカムセンター (全5館：自然観察センター、いはる里山交流センター、虹の家、四季の家、環境活動支援センター)

良好な森の育成に向けて

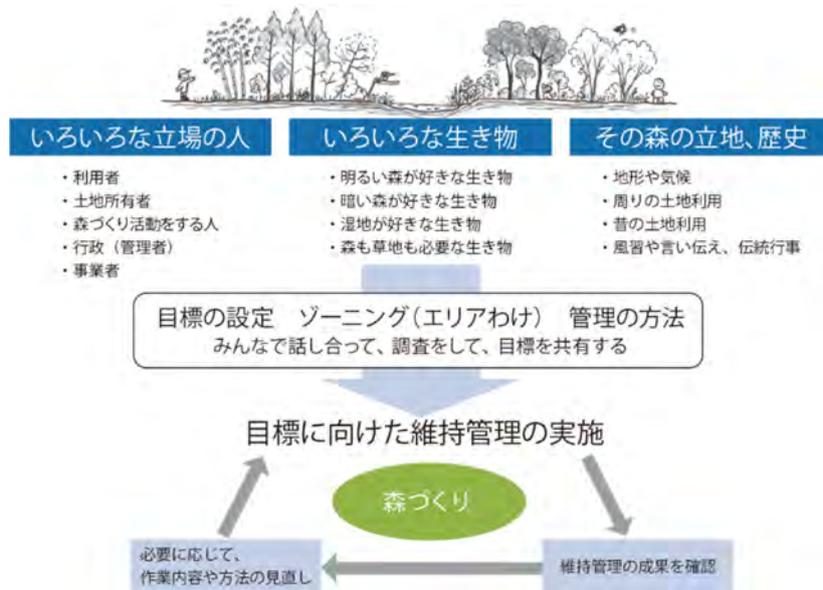
森には、その植生により常緑広葉樹林、落葉広葉樹林、竹林、植栽林など、様々な種類があり、それぞれの環境に適応した多様な生き物が生息・生育しています。また、生物多様性の保全、レクリエーションの場、良好な景観形成など、多様な機能も有しています。

横浜市の森は、「都市の中の森」として多様な利用ニーズが求められる一方、安全で快適な周辺の住環境への配慮も必要です。

さらに、土地所有者、利用者、森づくり活動をする人など、森にかかわる人も多様で、それぞれの立場によって森に対する期待も様々です。

そこで、森の植生や機能、周辺環境、かかわる人の意見とともに、その土地の立地や歴史を踏まえて、目標とする森の将来像や管理方法を定めたものが「保全管理計画」です。

この「保全管理計画」に基づき、作業を行い、成果を確認し、必要に応じて作業内容や方法を見直しながら、目標となる森の姿を目指して維持管理を行うことで、良好な森の育成を目指します。



▲良好な森づくりのための維持管理作業にあたっては、具体的な手法・技術などを整理した「森づくりガイドライン（2013（平成25）年3月策定）」を活用しています。

多様な生き物を育む横浜の森

「横浜市陸域の生物相・生態系調査（平成11年）」において、確認された生き物 1,046 種のうち、796 種が樹林地で確認されるなど、横浜の森は、多くの生き物を育む貴重な場です。

「保全管理計画」を定めた森では、保全管理計画に基づき、植生や生き物に配慮した維持管理も行っています。手入れが行き届かず暗くなっている森に、間伐や下刈りなどの人の手を入れることで、林床に適度に光が入るようになり、ヤマユリやキンランなど、暗い森で見られなくなっていた植物が再び姿を見せてくれるようになった事例も増えています。



市民の森

横浜の森の多くは、薪や炭などを得るために、古くから人が手を入れることで、人の営みに寄り添いながら、豊かな動植物を育ててきました。現在では、生活様式の変化に伴い、森に手を入れる機会が減ったことで、暗くうっそうとした森に変わってしまったところも多くあります。そのひとつであった池辺市民の森（都筑区）は、2017（平成29）年4月の開園にあたり、散策路や広場の整備、間伐などを行ったことで、森が明るくなり、夏は涼しい風が生まれ、秋は紅葉を楽しめる森になりました。

市民の森制度は、1971（昭和46）年度に始まった横浜市独自の制度で、緑を守り育てるとともに、土地所有者の方々のご協力により、市民の憩いの場として公開しています。また、市民の森は、間伐などの保全作業や森の魅力伝える観察会の開催などの「森づくり活動」を行う森づくりボランティアのほか、巡回や清掃などの日常の維持管理を行う愛護会などの市民により、開かれた場として支えられています。

市民の森は、現在45か所（※）に増え、それぞれの森が、子どもたちの自然観察の場や、近隣にお住まいの方の散策コースになるなど、身近に森に親しみ、憩える空間となっています。ぜひ一度、遊びにでかけてみませんか。

※2018（平成30）年4月1日時点、開園38か所・未開園7か所



池辺市民の森（都筑区）の様子（左上：整備前、右上・下：整備後）



季節を感じながら散策できる小机城址市民の森（港北区）

ウェルカムセンター



上：舞岡ふるさと村虹の家外観、左下：ウェルカムセンターが実施したイベント（水辺の生きもの調査隊）、右下：企業のCSR活動の支援（外来種セイタカアワダチソウ除去）

市内に5館ある「ウェルカムセンター」では、子どもから大人まで幅広い市民が、横浜の森を訪れ、学び、楽しむことができるよう、森を楽しく安全に散策するための情報や、生き物情報の発信、自然観察会などの講座の開催を行っています。

「ウェルカムセンター」のひとつである、横浜自然観察の森自然観察センターでは、レンジャーによる自然解説や、小学校の自然体験教室のコーディネート、企業のCSR活動の支援等を行っています。

また、環境活動支援センターでは、隣接することも植物園と連携し、周辺地域の生き物の解説を行うなど、各施設の特色を生かした事業を行っています。

寺家ふるさと村四季の家、いはる里山交流センター及び舞岡ふるさと村虹の家は、横浜らしい里山景観である谷戸の中に位置しているため、センター周辺の景色を楽しみながら、里山の暮らしにちなんだ講座やイベントに参加することができます。森や自然に興味を持たれたら、ぜひウェルカムセンターにお立ち寄りください。

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での機能や役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

概要

農地は、新鮮な農畜産物の供給の場であることに加えて、里山などの良好な景観の形成、生物多様性の保全、雨水の貯留・かん養や災害時の避難場所になるなど多様な機能や役割を有しています。このような農地の機能や役割に着目しながら、市民農園の開設や農体験教室の開催、地産地消の推進などにより、市民が身近に農を感じる場や機会をつくる取組を進めます。

また、農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興、担い手支援、農地の利用促進など持続できる都市農業を推進する取組とあわせ、「これからの緑の取組[2019-2023]」（案）を進めます。

さらに「横浜農場」のプロモーションにより、横浜の食や農を横浜ブランドとして浸透させるとともに都市の魅力向上にもつなげます。



横浜らしい農景観

横浜都市農業推進プラン(2019-2023)(原案)

市民が身近に農を感じる場をつくる取組 (「これからの緑の取組[2019-2023]」(案))

- ・農に親しむ取組の推進
- ・地産地消の推進

持続できる都市農業を推進する取組

- ・農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興
- ・横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援
- ・農業生産の基盤となる農地の利用促進

横浜市の農業施策の全体像

取組の内容

施策1

農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

- (1)水田の保全
- (2)特定農業用施設保全契約の締結
- (3)農景観を良好に維持する活動の支援
- (4)多様な主体による農地の利用促進

事業② 農とふれあう場づくり

- (1)様々な市民ニーズに合わせた農園の開設
- (2)市民が農を楽しみ支援する取組の推進

施策2

地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

- (1)地産地消にふれる機会の拡大

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

- (1)地産地消を広げる人材の育成
- (2)市民や企業等との連携

横浜農場の展開

● 横浜農場とは

横浜は大都市でありながら、市民に身近な場所で、野菜や米をはじめ肉などの畜産物まで多品目の農畜産物が生産され、美しい農景観が広がっています。また、意欲的な生産者、市内産農畜産物を利用する飲食店・事業者、「農」に関心が高い市民（消費者）など様々な主体が関わって地産地消を進めているのも横浜の特徴です。

このような、横浜らしい農業全体（生産者、市民、企業などの農に関わる人々、農地・農景観、農業生産活動など）を一つの農場に見立て、「横浜農場」という言葉で表しています。

● 横浜農場の展開

「横浜農場」の特徴を生かし、様々な主体が積極的にかつ互いに連携し合い、横浜都市農業推進プラン（2019-2023）（原案）の基本理念である「活力ある都市農業を未来へ」を目指し、「横浜農場の展開」を図ります。

また、観光や食育との連携を進め、横浜の食や農による都市の魅力向上にもつなげます。

なお、「横浜農場の展開」に当たっては以下の取組を強化しながら進めていきます。

・人材・場の活用や各分野との連携

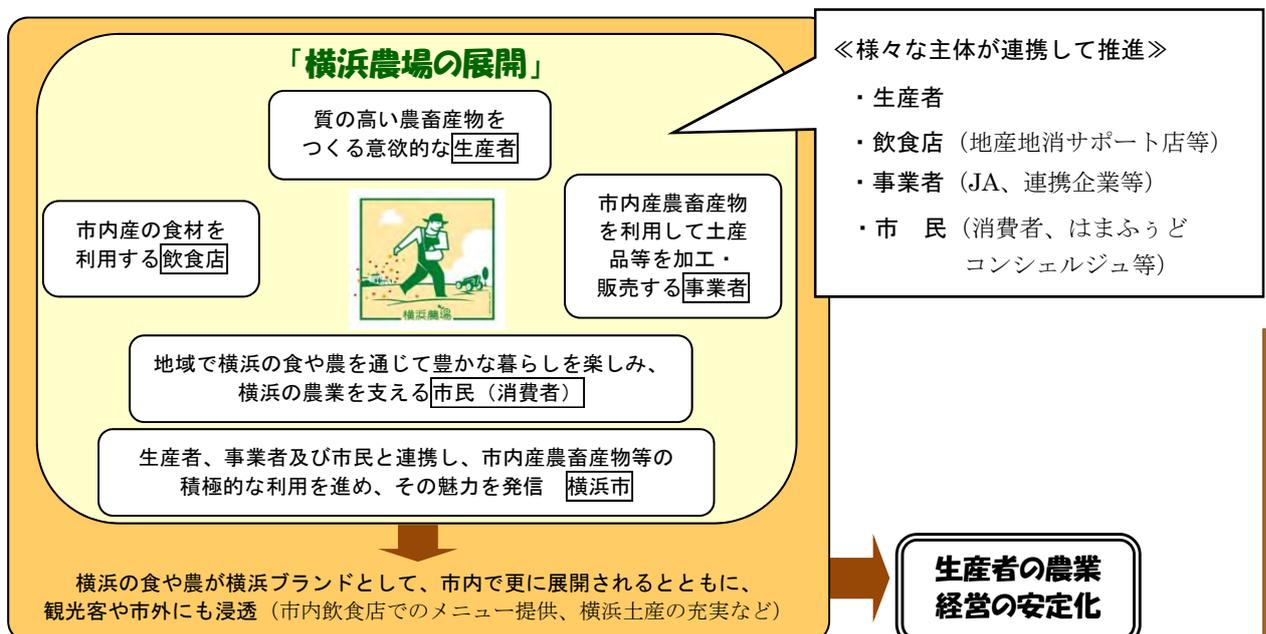
特に地産地消に関わる人材の育成や企業との連携を強化し「農のプラットフォーム」として位置づけ、協働して横浜ならではの都市農業の活性化を目指します。

・都心臨海部での展開

市内産農畜産物を購入・味わえる場や機会の拡大を、農地が少ない都心臨海部を重点に取り組みます。

・プロモーションの強化

「横浜農場」のロゴの市内産農畜産物等への表示、イベントや広報等での積極的な活用を進めます。



施策1 農に親しむ取組の推進

事業① 良好な農景観の保全

農地は良好な農景観の形成や生物多様性の保全、雨水の貯留・かん養機能など多様な機能を有しており、横浜に残る農地や農業がつくり出す「農」の景観は多様です。農業専用地区（※）に代表される、集団的な農地から構成される広がりのある景観や、樹林地と田や畑が一体となった谷戸景観などが、地域の農景観として多くの市民に親しまれてきました。この農景観を次世代に継承するため、横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組や、意欲ある農家や法人などにより農地を維持する取組を支援します。

（1）水田の保全

●水田の継続的な保全の支援

土地所有者が水田を維持し、水田景観の保全や多様な機能が発揮できるよう、水稻の作付を10年間継続することを条件に、奨励金を交付します。

●良好な水田景観保全のための水源・水路の確保

水田景観を保全するために必要な水源や水路を確保するため、まとまりのある水田がある地区を対象に、井戸や水路等の設置・改修を支援します。



保全された水田

（2）特定農業用施設保全契約の締結

農地を10年間適正に管理することと、農地の保全に不可欠な農業用施設を10年間継続利用することを条件として、農家の住宅敷地内等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減することにより、農地所有者の負担軽減と農地の保全を図ります。



特定農業用施設

（※） 農業専用地区：都市農業の確立と都市環境の保全を目指し、まとまりのある農地を横浜市独自の制度により指定した地区（2017（平成29）年度末現在、28地区1,071ha）

(3) 農景観を良好に維持する活動の支援

市街化調整区域のまとまりのある農地や市街化区域の生産緑地地区などを対象に、周辺環境と調和した良好な農景観を維持する活動を支援します。

●まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援

良好な農景観を形成するため、水路等での清掃活動や農地縁辺部への植栽、水源の確保のための井戸の改修などに対して支援します。また、農地周辺の環境を良好に維持するため、土砂流出を防止する活動に対する支援や農地周辺の不法投棄対策を進めます。



農地縁辺部への植栽

●周辺環境に配慮した活動への支援

都市の中で農景観を維持するためには、農地の周辺にお住まいの方々の農業への理解が必要です。このため、農地周辺の環境に配慮して、農地からの土ぼこりの飛散を予防・解消するために牧草等を栽培する活動や、農作業等により生じるせん定枝などを野焼きできない場合等に、たい肥化する活動などに対して支援します。

(4) 多様な主体による農地の利用促進

遊休化して荒れた農地は、貸し借りが進まず、良好な農景観が損なわれます。このため、意欲ある農家や新規に参入を希望する個人・法人など多様な主体へ農地を貸し付けられるよう遊休化した農地の復元を支援することで、良好な農景観を保全します。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) 水田の保全	●水田保全面積：125ha ●水源・水路の確保：10か所	
	(2) 特定農業用施設保全契約の締結	●制度運用	・対象：1,000㎡以上の農地を耕作し、その農地と農業用施設について10年間継続利用する農家
	(3) 農景観を良好に維持する活動の支援	●まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援： 集団農地維持面積 730ha 農地縁辺部への植栽 55件 井戸の改修5地区 土砂流出防止対策 15件 ●周辺環境に配慮した活動への支援： 牧草等による環境対策 20ha たい肥化設備等の支援 25件	
	(4) 多様な主体による農地の利用促進	●遊休農地の復元支援：1.5ha	

(横浜みどりアップ計画(計画期間：平成26-30年度)での「長期貸付奨励金」は、2018(平成30)年度までの利用権設定分のみ支援)

事業② 農とふれあう場づくり

食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、収穫体験から本格的な農作業まで、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設や整備を市内各地で進めます。また、市民と農との交流拠点である横浜ふるさと村（※1）や恵みの里（※2）を中心に、市民が農とふれあう機会の提供や、農家への援農活動を支援します。

（1）様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

●収穫体験農園の開設支援

野菜の収穫や果物のもぎとりなどを気軽に体験することができる収穫体験農園の開設に必要な施設整備等を支援します。

●市民農園の開設支援

〈栽培収穫体験ファーム、環境学習農園、認定市民菜園（※3）〉

農作業の経験がない人でも農家から指導を受けることで栽培から収穫までを楽しめる農園や、利用者が自由に農作業を楽しめる農園など、土地所有者等が農園を開設するための支援を行います。

また、農園の開設のノウハウを持った市民農園コーディネーター（※4）の活用などにより、円滑な農園開設に向けた支援を行います。

●農園付公園の整備

土地所有者による維持管理が難しくなった農地等を公園として市が買取るなどして、市民が農作業を楽しめる農園を公園に開設します。



果物のもぎとり体験



利用者が農作業を楽しめる
農園付公園

（※1 横浜ふるさと村：良好な田園景観の保全と地域の活性化を目的に、農作物の生産基盤の整備や、樹林地の保全活用などにより、市民が自然と農業に親しむ場として整備している地域）

（※2 恵みの里：市民と農とのふれあいを通じて、地域ぐるみで農のあるまちづくりを進める地区）

（※3 認定市民菜園：横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）での「特区農園」を名称変更）

（※4 市民農園コーディネーター：横浜市が主催する研修を受講し、農園の開設に必要な知識・技術を身につけ、横浜市から認定を受けた法人。市民農園の計画・整備及び周辺環境や地域農業との調和対策に関する支援を行う）

市民が農にふれあえる場が増えています

横浜には、身近なところに農地があり、市民の様々なライフスタイルに応じた、農とのふれあいを楽しめる場づくりを進めています。まずは、気軽楽しめる収穫体験から、横浜の農にふれてみませんか。

ちょっと気軽に農体験

□収穫体験農園

農家が栽培した旬の果物や野菜の収穫が体験できます。ナシやブドウ、ミカンなどのもぎ取りやイチゴやブルーベリーの摘み取り等、様々な収穫体験ができ、気軽に農体験を楽しみたい方々が身近なところで農にふれることができる場となっています。

□横浜ふるさと村・恵みの里

横浜ふるさと村では、横浜らしい里山景観を楽しめるだけでなく、四季を通じて様々な農作物の収穫体験や、地域の農畜産物を使った料理教室などが行われ、市民が自然・農業・農村文化などにふれあうことができます。

また、恵みの里では、米作りや味噌作り等の体験教室や農産物の朝市等が定期的に行われ、市民に身近な農業が展開されています。



収穫体験農園 ブルーベリー狩り



都岡地区恵みの里 農体験教室

農家から指導を受けて農業体験

□栽培収穫体験ファーム

農家の指導のもと一緒に農作業を行うことで、農業に関する知識や経験がない方でも、プロ並みの野菜作りを経験することができます。

□環境学習農園

幼稚園や小学校の近くにある農地で、園児や小学生が、農園を開設した農家の指導を受けながら、ダイコンやコマツナ等の野菜作りや水田での米作りなどの農体験ができます。



環境学習農園 みたけっ子田んぼ

自分で考え、自由に農作業

□認定市民菜園・農園付公園

区画割りされた農園で、自分で考えた栽培プランで自由に野菜作りを楽しむことができます。また、一部の農園付公園では収穫祭が開催され、農園利用者に加えて地域の方々も参加されるなど、地域コミュニティの場としても活用されています。



農園付公園 ハマヤク農園

(2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進

●横浜ふるさと村・恵みの里等における農を楽しむ取組の推進

横浜ふるさと村や恵みの里等で、苗の植え付けや農産物の収穫などを行う農体験教室、横浜の農を知ってもらうアグリツーリズムの推進など、市民が農とふれあう機会を提供します。また、恵みの里については、新規地区の指定を進めます。



田奈恵みの里の体験水田

●農体験の場の提供と援農の推進

市民農業大学講座や農体験講座を開催し、市民が栽培技術などを学ぶ場を提供します。子どもたちが楽しく農を学べるよう、家族で参加できる農体験講座の充実に取り組みます。

また、援農コーディネーター（※5）等を活用し、市民農業大学講座修了生などによる農家への援農活動を支援します。



家族で学ぶ農体験講座

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	●様々なニーズに合わせた農園の開設：22.8ha	・22.8haの内訳：収穫体験農園7.5ha、市民農園10ha、農園付公園5.3ha
	(2) 市民が農を楽しみ支援する取組の推進	●横浜ふるさと村、恵みの里等で農体験教室などの実施：450回	・横浜ふるさと村：寺家、舞岡 ・恵みの里：田奈、都岡、新治、柴シーサイド
		●市民農業大学講座の開催：100回	
		●農体験講座の開催：30回	

(横浜みどりアップ計画(計画期間：平成26-30年度)での「農のある地域づくり協定」は、2018(平成30)年度までの締結分のみ支援)

(※5 援農コーディネーター：労働力不足の農家と農家への手伝いを希望している市民を結び、農家の営農を支援する組織)

施策2 地産地消の推進

事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進

身近に市内産農畜産物や加工品を買える場や機会があることへの市民ニーズは高く、地域で生産されたものを地域で消費する地産地消の取組は、身近に農を感じ、横浜の農への理解を深めるきっかけにもなります。そこで、「横浜農場の展開」による地産地消を推進するため、地域でとれた農畜産物などを販売する直売所等の整備・運営支援や、市内で生産される苗木や花苗を配布するなどの取組を進めます。あわせて、地産地消に関わる情報の発信など、PR活動を推進します。

(1) 地産地消にふれる機会の拡大

●直売所等の整備・運営支援

直売所や加工所に必要な設備の導入等を支援します。

また、市民が楽しみながら農畜産物を購入できる青空市やマルシェの開催等を支援します。

●市民が市内産植木や草花に親しめる機会の創出

市内の植木農家や花き農家が生産した苗木や花苗を、市民への配布や公共施設、農地の縁辺部への植栽等に活用し、市民が市内産の植木や草花に親しめる機会を創出します。

●情報発信・PR活動の推進

情報誌やパンフレットなどの制作・発行や、ウェブサイトなどの活用、地産地消に関する各区局での取組の支援により、地産地消の取組のPRを推進します。

また、「横浜農場」を活用した市内産農畜産物のブランド化に向けたプロモーションの強化を図ります。



都心臨海部のマルシェ



市内産苗木や花苗の配布

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 地産地消にふれる機会の拡大	●直売所・青空市等の支援：285件	・285件の内訳：直売所・加工所85件、青空市・マルシェ等200件
		●緑化用苗木の配布：125,000本	
		●情報発信・PR活動： 情報誌などの発行30回	

事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開

市内産農畜産物を食材として活用し、加工販売したいと考える企業や、横浜の農業の魅力を伝える活動を行う野菜ソムリエや料理人などが増え、市民や企業、学校など農業関係者以外の主体が地産地消の取組を実施する活動が広がっています。この動きをさらに拡大するため、市民の「食」と、農地や農畜産物といった「農」をつなぐ「はまふうどコンシェルジュ」(※1)などの地産地消に関わる人材の育成やネットワークの強化を図り「農のプラットフォーム」(※2)を充実するとともに、農と市民・企業等が連携した「横浜農場の展開」を推進します。

(1) 地産地消を広げる人材の育成

●はまふうどコンシェルジュの育成

講座の開催により、地産地消を広げるはまふうどコンシェルジュを育成します。また、コンシェルジュの自発的な活動を支援します。

●地産地消活動の情報交換の場づくり

直売を行う生産者やよこはま地産地消サポート店(※3)、はまふうどコンシェルジュ、地産地消に取り組む市民・企業等をつなげる交流会等を開催し、ネットワークづくりを支援することで、「農のプラットフォーム」の充実を図ります。



地産地消サポート店
ステッカー

(2) 市民や企業等との連携

●市民や企業等との連携の推進

地産地消を広げるため、生産者と企業等とのマッチングなどにより、連携を推進します。

●地産地消ビジネス創出の推進

地産地消に貢献する新たなビジネスに取り組む意欲のある市民や市内中小企業等を対象に、ビジネスプランを策定するための講座を開催し、認定されたプランを支援します。

●学校給食での市内産農産物の利用促進

小学校の給食メニューにおける市内産農産物の利用促進や食育の推進を図るため、企業などと連携し、学校給食での市内産農産物の一斉供給や、小学生を対象とした料理コンクールを開催します。

(※1 はまふうどコンシェルジュ：横浜の「食」と「農」をつなぎ地産地消を広めるための活動を行い、市が主催する講座を修了された方)

(※2 農のプラットフォーム：生産者・事業者・消費者など地産地消に関わる様々な主体のネットワーク、つながる場)

(※3 よこはま地産地消サポート店：市内産の農畜産物を使ったメニューを提供する飲食店などで横浜市に登録されているもの)

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
④	(1) 地産地消を広げる人材の育成	●はまふうどコンシェルジュの活動支援等：150件	
		●地産地消ネットワーク交流会の開催：5回	
	(2) 市民や企業等との連携	●市民や企業等との連携：50件	
		●ビジネス創出支援：16件	
		●学校給食での市内産農産物の一斉供給：推進	
		●料理コンクールの開催：5回	

市民や企業と連携した農畜産物の付加価値向上

● 高い市民力と多様な事業者の存在が強み

横浜市には、「はまふうどコンシェルジュ」をはじめとした食や農に関心の高い市民や、食品加工業、流通業、ホテルや飲食店といった企業が多く立地しており、農畜産物への多様なニーズが存在します。

● 農のプラットフォームから様々な連携が誕生

こうした多数の市民・企業等のつながりや、そのつながりを更に拡大していく場を「農のプラットフォーム」として位置づけ、ネットワークづくりを支援・充実させます。そして、市民や企業等と連携した6次産業化（※）の推進や、新たな地産地消ビジネス創出の支援につなげていきます。

● 市内産農畜産物が味わえるレストラン等

近年では地産地消への関心の高まりから、新鮮で旬な市内産の野菜や果物、卵や“はまぼーく”などの畜産物を食材として取り入れるレストラン等が増えています。

横浜市では、市内産の農畜産物を多くの方々に味わっていただくために、これらの飲食店等を「よこはま地産地消サポート店」として、市民の皆様にご紹介しています。

● 横浜の食や農の魅力をPRする「横浜農場」

このような、市民や企業等と連携した横浜らしい取組による市内産農畜産物の付加価値の向上なども「横浜農場の展開」として進めています。

ビジネス創出支援から生まれた加工品



▲みかん栽培の過程で発生する、摘果された青みかんを使用したドレッシング



▲市内産農産物等、生産者から直接仕入れた旬の素材を使用したコンフィチュール（ジャム）

企業との連携から生まれた商品



▲横浜の特産品である「浜なし」「浜ぶどう」を使ったゼリー

（※）6次産業化：農林漁業者（第1次産業）が、加工（第2次産業）・販売（第3次産業）まで関わった取組や農工商連携の取組など

取組の柱3 市民が実感できる緑や花をつくる

街の魅力を高め、賑わいづくりにつながる緑や花、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組みます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

概要

都市の緑は、市民に潤いや安らぎをもたらすほか、街の良好な景観形成や賑わい創出、生き物の生息・生育空間となるなどの重要な役割を果たし、都市の魅力を高めます。そうした緑があふれる都市で暮らす豊かさを、市民が「実感」できるような取組が求められています。

多くの人を訪れ、市民の緑や花への関心が高まった、第33回全国都市緑化よこはまフェアの成果も継承しながら、多くの人を訪れる市街地や、生活に身近な住宅地などでの緑や花の創出、育成を進めます。

また、防災・減災に資するグリーンインフラとしての取組を推進し、気候変動の影響に適応した安全・安心なまちづくりにもつなげます。



季節の花や緑で彩られた街並み

取組の内容

施策1

市民が実感できる緑をつくり、育む取組の推進

事業① まちなかでの緑の創出・育成

- (1) 公共施設・公有地での緑の創出・育成
- (2) 街路樹による良好な景観の創出・育成
- (3) シンボリックな緑の創出・育成
- (4) 建築物緑化保全契約の締結
- (5) 名木古木の保存

施策2

緑や花に親しむ取組の推進

事業② 市民や企業と連携した緑のまちづくり

- (1) 地域緑のまちづくり
- (2) 地域に根差した緑や花の楽しみづくり
- (3) 人生記念樹の配布

事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成

- (1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成

- (1) 都心臨海部等の^{りょくか}緑花による魅力ある空間づくり

施策1 市民が実感できる緑をつくり、育む取組の推進

事業① まちなかでの緑の創出・育成

多くの市民の目にふれる場所での緑化や目にする機会の多い街路樹を良好に育成するための取組、地域で古くから親しまれている名木古木の保存など、市民が実感でき、生物多様性の保全に寄与し、地域の良好な景観形成や賑わい創出につながる緑の創出・育成を推進します。

(1) 公共施設・公有地での緑の創出・育成

各区の主要な公共施設・公有地において、緑を充実させる取組を推進します。

また、充実を図った公共施設・公有地の緑を良好に維持管理します。



公共施設での緑の創出

(2) 街路樹による良好な景観の創出・育成

●街路樹の再生

老木化した桜並木などの地域で愛されている並木の再生や、空いている植栽柵への補植など、街路樹による良好な景観づくりを進めます。

●街路樹の良好な維持管理

駅周辺や各区の主要な路線など、多くの市民の目にふれ、街並みの美観向上に寄与する街路樹を良好に育成します。



地域で愛されている桜並木

(3) シンボリックな緑の創出・育成

●公有地化によるシンボリックな緑の創出・育成

多くの市民の目にふれる場所で、土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保し、緑豊かな空間を創出することで、街の魅力や賑わいづくりにつなげます。

また、花畑や名所など、地域に親しまれている緑のオープンスペースが、所有者の不測の事態等により、存続が困難となった場合に用地を取得し、緑や花による地域のシンボリックな空間として保全します。

●公開性のある緑空間の創出支援

多くの人を訪れる場所における、公開性のある緑化などを行う市民・事業者に対し、その費用の一部を助成します。



公開性のある場所での緑化

(4) 建築物緑化保全契約の締結

緑の環境をつくり育てる条例や緑化地域制度等に定める基準以上の緑化を行い、保全することに対し、建築物所有者（管理者）の建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税を軽減します。

(5) 名木古木の保存

地域住民に古くから町の象徴として親しまれ、故事、来歴等のある樹木を、保存すべき樹木として指定します。また、指定木の維持管理に必要な樹木の診断や治療及びせん定等の維持管理費用の一部を助成します。



名木古木に指定された樹木

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
①	(1) 公共施設・公有地での緑の創出・育成	●緑の創出：36 か所 ●緑の維持管理：推進	・対象：区庁舎、公会堂、地区センター、図書館、駅前広場等多くの市民が利用する公共施設や公有地など
	(2) 街路樹による良好な景観の創出・育成	●並木の再生：10 路線 ●空き枿の補植：推進 ●良好な維持管理：18 区で推進	・対象：駅周辺や区の代表的な街路樹などの路線 ・都心臨海部の街路樹はより重点的に実施
	(3) シンボリックな緑の創出・育成	●公有地化によるシンボリックな緑の創出・管理：推進 ●公開性のある緑空間の創出支援：推進	・想定箇所：継続2 か所、新規2 か所 ・対象：駅前や都心部などでの公開性のあるオープンスペースの緑化 ・想定箇所：10 か所程度
	(4) 建築物緑化保全契約の締結	●制度運用	
	(5) 名木古木の保存	●推進	・名木古木指定樹木 1,003 本 (2017 (平成 29) 年度末時点)

市街地に開かれた緑をつくる取組

～公開性のある緑空間の創出支援～

緑の持つ、憩いの場としてのレクリエーション機能や、街の魅力向上・賑わい創出機能を生かし、公有地だけでなく、民有地でも、建築や開発に伴う公開性のある質の高い緑地の整備や、空き地等を活用し緑地を創出する事例も増えてきています。

こうした取組を行う市民や、事業者の皆様を支援することで、緑・花による街の魅力や賑わいの向上につなげます。



憩いの場となる緑空間

建築物の新築・増築、開発の際に緑をつくる仕組み

市街地で緑を創出するため、建築物の新築・増築、開発の際に、事業者や建築物の所有者・管理者に緑化の意義や必要性を充分ご理解いただき、法律や条例などに基づいた緑をつくる取組を推進しています。

建築行為に伴う緑化協議

建築物の新築、増築などの際に、敷地面積、用途地域及び建築物の区分によって、敷地面積の5～20%以上の緑化の指導を行い、緑を創出します。

<根拠> 緑の環境をつくり育てる条例

開発事業における緑化

開発事業に対して、緑化又は既存の樹木の保存計画の審査、指導を行い、開発の際に緑を保全・創出します。

<根拠> 横浜市開発事業の調整等に関する条例

緑化地域制度の運用

都市計画で緑化地域を定め、敷地面積 500 m²以上で建築物の新築・増築を行う際に、一定割合以上の緑化を義務づけています。

<根拠> 都市緑地法

横浜市緑化地域に関する条例

特定工場の緑化

工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるよう、敷地内の緑地の面積率を定め、緑化を義務づけています。

<根拠> 工場立地法

横浜市工場立地法市準則条例

地区計画における緑化

地区計画等の区域内において、条例で建築物の緑化率の最低限度を定めることができる制度です。緑化地域制度同様に、建築物の新築等の際に、一定割合以上の緑化を義務づけることで緑化を推進します。

<根拠> 都市緑地法、都市計画法、

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例

風致地区における緑化

風致地区は、緑豊かな生活環境が形成されることをめざして定められており、建築物・工作物の新築、宅地の造成や木竹の伐採行為等の際に、必要な緑化を義務づけています。

<根拠> 都市計画法、横浜市風致地区条例

建築物緑化認定証・緑化認定ラベルの発行



緑化の公的な評価を行い、更なる緑化を促していくため、法令・制度に定める基準以上の緑化を行っていただいた建築物について、建築物緑化認定証と緑化認定ラベルを発行しています。

施策2 緑や花に親しむ取組の推進

事業② 市民や企業と連携した緑のまちづくり

緑あふれる魅力的な街をつくるためには、市民や企業と連携した取組が不可欠です。地域が主体となり、地域にふさわしい緑を創出する取組など、緑の創出・育成に積極的に取り組む市民や企業を支援し、市民の生活の身近な場所で、緑や花に親しむきっかけづくりを推進します。

また、第33回全国都市緑化よこはまフェアなど、これまで多くの市民や企業の協力で展開された各区での緑や花に親しむ取組を、引き続き推進します。

(1) 地域緑のまちづくり

「緑や花でいっぱいの街をつくりたい」という地域の思いを実現するため、計画づくり、花や木の植栽、維持管理など、緑のまちづくりに協働で取り組みます。

ご近所同士や集合住宅の管理組合でも気軽に取り組める仕組みを継続しながら、地域での緑化整備や維持管理活動を支援します。

また、2018（平成30）年度までに地域緑化計画を策定した地区については、継続して支援を行います。

(2) 地域に根差した緑や花の楽しみづくり

緑や花に親しむ市民の盛り上がりを醸成していくため、地域をはじめとする多様な主体と連携した緑や花に関するイベントの開催や、緑や花を育む活動の支援など、地域に根差した各区での取組や公園等での地域の花いっぱいにつながる取組を推進します。



地域に根差した緑や花の取組
(オープンガーデンの開催イメージ)

(3) 人生記念樹の配布

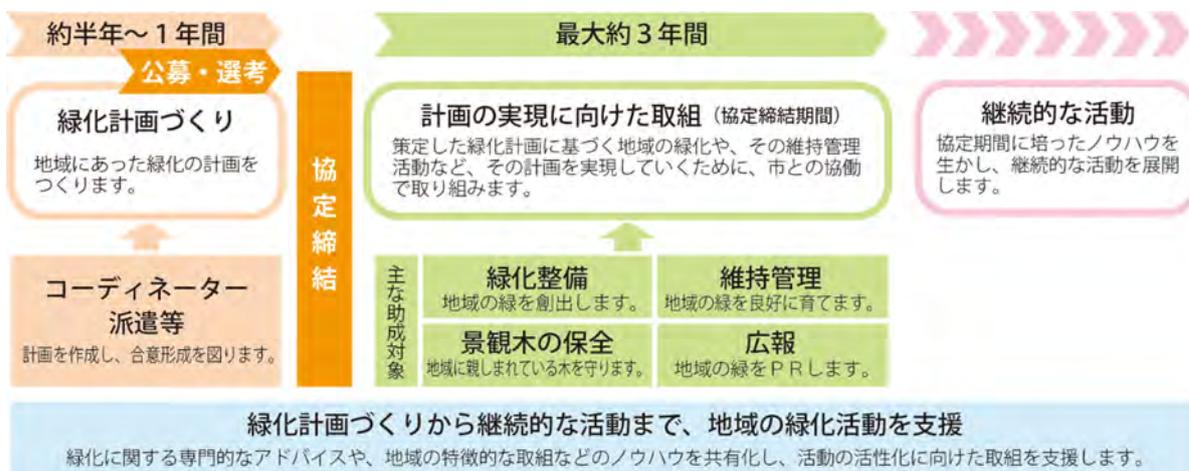
多くの市民の皆様は緑をつくり、育むきっかけとなるよう、出生や入学、住宅の新築や購入などの人生の節目の記念に、希望した市民に、苗木を無料で配布します。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
②	(1) 地域緑のまちづくり	●新規 30 地区	・2018 年度までに着手した地区の継続 11 地区（見込み）
	(2) 地域に根差した緑や花の楽しみづくり	●緑や花を身近に感じる各区の取組：18 区で推進	・オープンガーデンや、緑や花に関するイベントの開催、地域と連携した緑化活動の拡充等
		●地域の花いっぱいにつながる取組：推進	
	(3) 人生記念樹の配布	●40,000 本配布	

地域が取り組む緑や花のまちづくり

● 「地域緑のまちづくり」の仕組み



● 地域に根差した緑化活動の展開

これまで、各地域が主体的に取り組む中で、緑化整備では、道路沿いの空地や、住宅の擁壁など、地域住民等が実感しやすい緑の創出が進んでいます。また、地域住民をはじめ、企業や、学校、商店街など、多様な主体が連携した緑や花の維持管理活動や、講習会、イベントなどが精力的に開催され、地域で緑や花を楽しむ機運が生み出されています。



緑化事例①（北寺尾地区／鶴見区）



緑化事例②（江田駅周辺地区／青葉区）



緑の維持管理活動や、講習会の開催

● 継続的な緑化活動を目指して

継続的な活動を続けられるよう、種から育てる育苗施設の設置やその活用のためのノウハウを習得するなど、各地域が主体となり、様々な取組が行われています。

市としても、こうした各地域の自立的な活動を支援し、さらなる活動の活性化を図るため、情報交換の場を設けるなど、各地域のノウハウの共有化を行っています。



活動報告・交流会の開催

● 地域の緑や花に対する関心の高まり

こうした取組を通じて、「家の内側に向いていた庭の緑が、地域全体に見てもらえるよう、外に向くようになり、より緑や花を感じるようになった」という声や、「緑や花の活動を通じ、これまで関わりのなかった方々との交流が増え、地域のコミュニティをより強く感じるようになった」という声などがあがっています。

事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成

次世代を担う子どもたちが緑と親しみ、感性豊かに成長できるよう、子どもが多く時間を過ごす保育園、幼稚園、小中学校を対象に、施設ごとのニーズに合わせた多様な緑の創出・育成を進めます。緑の創出にあたっては、子どもたちと生き物とのふれあいが生まれるような空間づくりに取り組みます。

(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成

子どもを育む空間である保育園、幼稚園、小中学校において、園庭・校庭の芝生化や生き物とふれあい学べるビオトープの整備、花壇づくり、屋上や壁面の緑化など、多様な緑を創出する取組を推進します。

また、創出した緑を良好に維持するとともに、芝生やビオトープに関する技術支援を行います。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
③	(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成	<ul style="list-style-type: none"> ●緑の創出：100か所 ●緑の維持管理：推進 	

子どもたちと一緒に、緑や花をつくり育てています

緑、花や生き物とふれ合ったり、育てる体験は、子どもの豊かな感性を育むとともに、子どもたちが地域の緑や環境に関心を持つきっかけともなります。また、花を教育や地域活動等につなげていく取組である「花育」も注目を集めています。

●芝生の園庭を楽しむ



緑の芝生で、のびのびと遊んだり、寝転んだりできます。

きもちいいなー！

来年の春が楽しみ！

●花を育てる



花のタネを植えて、学校を花いっぱいにします。

●ビオトープの再生に取り組む

どんな環境が必要かな？

どんな生き物がいるかな？



専門家のアドバイスを受けながら、児童が計画図を作成します。

活用のルールづくりもするよ！



児童が水草の植替えに参加し、整備完了。授業等で活用します。

事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成

第33回全国都市緑化よこはまフェアには、多くの人を訪れ、緑や花が人を呼び込み、街の賑わいを創出しました。多くの市民が時間を過ごし、国内外から多くの観光客が訪れるエリアである都心臨海部などにおいて、これらの取組を継承し、公共空間を中心に緑や花による空間演出や質の高い維持管理を集中的に展開し、街の魅力や回遊性の向上・賑わいづくりにつなげます。

(1) 都心臨海部等の^{りよくか}緑花による魅力ある空間づくり

みなとみらい21地区などの都心臨海部や、第33回全国都市緑化よこはまフェアの開催により多くの人で賑わった里山ガーデン（よこはま動物園ズーラシア隣接）など、多くの市民が訪れる場所で、観光資源となっている公園や港湾緑地、街路樹、文化施設などの公共空間を相互に連携させ、地域や施設の特徴に合わせた季節感ある緑花による場づくりを集中的に展開します。また、こども自然公園などの都市公園において、桜などの花木による花の名所づくりを進めます。

あわせて、いつ訪れても緑や花で彩られた魅力ある街を目指し、創出した質の高い緑花を良好に育てます。

取組の目標

事業	取組	5か年の目標	備考
④	(1)都心臨海部等の ^{りよくか} 緑花による魅力ある空間づくり	● ^{りよくか} 緑花による空間づくりと維持管理：推進	・想定箇所：山下公園、港の見える丘公園、こども自然公園などの都市公園、日本大通りなどの街路樹、東横線跡地などの遊歩道、港湾緑地、文化施設などの公共空間、新横浜駅などの主要な駅前、里山ガーデン

みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜へ

本市では、2009（平成 21）年度から「横浜みどりアップ計画」に取り組み、樹林地の保全や市民が農にふれあう場の創出、身近な緑の創出などを進めてきました。

2017（平成 29）年春に開催した第 33 回全国都市緑化よこはまフェア（以下、フェア）では、これまでのみどりアップ計画の成果が発揮され、市内外からの 600 万人を超える方々に花と緑で美しく彩られた横浜の街を楽しんでいただきました。フェア開催中に実施した来場者アンケート調査では、約 93%の人が花や緑への関心が高まったと回答しており、フェアのような取組や演出が、市民の花や緑への関心を高めることがわかりました。

「これからの緑の取組」では、フェアなどのこれまでの取組により、整備された魅力ある空間や、市民・企業等様々な主体が多様なかたちで花や緑の活動に参画する機運などを生かしながら、市民が花と緑あふれる都市で暮らす豊かさを「実感」できる取組を一層進めます。

これらの取組により、花や緑に関する各施策への理解を深め、行動につなげるとともに、洗練された魅力と活力にあふれる街「ガーデンシティ横浜」として、横浜の都市のブランド力向上に資するとともに、花や緑に関わり、楽しむ豊かなライフスタイルを実現し、みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜を目指します。



効果的な広報の展開

取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者理解されるとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動に参加していただけるよう、戦略的な広報を展開します。

事業① 市民の理解を広げる広報の展開

○具体的な取組

- ・ 広報よこはま等の広報紙での特集
- ・ 実績リーフレット作成、自治会・町内会への説明や回覧
- ・ 広告、動画等の各種メディアを活用したPR
- ・ ホームページの充実
- ・ メールマガジンやソーシャルメディア等による情報発信
- ・ 緑に関するイベントでのPR
- ・ 取組に基づいて実施したことを示す現地掲示（プレート）

対象に応じた広報

年代や属性、認知度、緑の活動への参加の程度をもとに、主な対象を設定し、対象に応じて多様なメディアを活用します。

主要な対象と媒体の組合せイメージ

●非認知層(20代～30代)

テーマ: 認知度の向上

媒体: ウェブサイト、ソーシャルメディア(SNS)

●認知層(50～70代)

テーマ: 計画への参画と、広がり

媒体: 実績リーフレット回覧、広報よこはま

●ファミリー層(20～40代)

テーマ: 家族と楽しみながら緑を身近に感じる

媒体: 広報よこはま、イベント

●若年層(学生)(10代～30代)

テーマ: 緑の役割や取組の学び

媒体: イベント、教育機関

●市民全般、首都圏

テーマ: シティープロモーション

媒体: PR動画の活用、ウェブサイト



多様なメディアを活用

4 取組・事業費一覧

【注1】事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】端数調整により、合計値が整合しない場合があります。

【注3】みどり税の用途の分類

- ①：樹林地・農地等の確実な担保
- ②：身近な緑化の推進
- ③：維持管理の充実によるみどりの質の向上
- ④：ボランティアなど市民参画の促進につながる事業

【注4】みどり税の用途の分類の「()」は、主な取組以外にも関連する取組の種別がある場合に記載しています。

取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む 事業費 367 億円

施策1 樹林地の確実な保全の推進

(単位：百万円)

事業・取組	取組内容	5か年目標	みどり税の用途の分類【注3】	5か年事業費	うち 一般財源		うち 国費・市債
					みどり税	みどり税以外	
事業① 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り							
取組(1) 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り							
	・緑地保全制度に基づく地区指定による樹林地の保全 ・土地所有者の不測の事態等による土地の買取り ・保全した樹林地の整備	●緑地保全制度による新規指定：300ha (市による買取りの想定面積：113ha) ●保全した樹林地の整備：推進	①、③	32,682	4,084	2,853	25,745

施策2 良好な森を育成する取組の推進

(単位：百万円)

事業・取組	取組内容	5か年目標	みどり税の用途の分類【注3】	5か年事業費	うち 一般財源		うち 国費・市債
					みどり税	みどり税以外	
事業② 良好な森の育成							
取組(1) 森の多様な機能に着目した森づくりの推進							
	・森が持つ多様な機能が発揮できるような良好な森づくりの実施 ・目標とする森の将来像や管理方法を定めた「保全管理計画」の策定	●森の維持管理：推進	①、③	3,076	2,313	763	-
取組(2) 指定した樹林地における維持管理の支援							
	・指定した樹林地の外周部などで土地所有者が行う危険・支障樹木の管理作業等の支援	●維持管理の助成：500件	①、③	530	530	-	-

(単位：百万円)

事業・取組	取組内容	5か年目標	みどり税の用途の分類【注3】	5か年事業費	うち 一般財源		うち 国費・市債
					みどり税	みどり税以外	
事業③ 森を育む人材の育成							
取組(1) 森づくりを担う人材の育成							
	・基本的な知識と安全確保を学ぶための研修や、活動のスキルアップのための研修を開催	●森づくりを担う人材の育成：推進	④ (③) 【注4】	75	75	-	-
	・ニュースレターやウェブサイトを活用し、森づくりに関する情報を発信	●広報誌等での森づくり活動に関する情報発信：20回					
取組(2) 森づくり活動団体への支援							
	・森づくりに必要な道具の貸出し、活動に対する助成	●森づくり活動団体への支援：150団体	④ (③) 【注4】	55	50	5	-
	・専門家派遣による支援	●森づくり活動団体への専門家派遣：20回					
	・維持管理作業の際に発生した間伐材などを樹林地内でチップ化したり、樹名板を作成するなどの活用を推進	●チップの貸出し：推進					

施策3 森と市民をつなげる取組の推進

(単位：百万円)

事業・取組	取組内容	5か年目標	みどり税の用途の分類【注3】	5か年事業費	うち 一般財源		うち 国費・市債
					みどり税	みどり税以外	
事業④ 市民が森に関わるきっかけづくり							
取組(1) 森の楽しみづくり							
	・森に関わるきっかけとなるイベントや広報の実施 ・自然解説、プログラムリーダーの育成	●市内大学や関係団体などと連携したイベントや、区主催による地域の森でのイベントの実施：180回	④	100	100	-	-
取組(2) 森に関する情報発信							
	・市民の森・ふれあいの樹林のガイドマップ作成	●ウェルカムセンター周辺の緑を活用したイベント等：50回	④	230	30	-	-
	・ウェルカムセンターの運営		-		-	200	-
取組の柱1 合計				36,747	7,181	3,821	25,745

取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

事業費 41 億円

施策1 農に親しむ取組の推進

(単位：百万円)

事業・取組	取組内容	5か年目標	みどり税の用途の分類【注3】	5か年事業費	うち一般財源		うち国費・市債
					みどり税	みどり税以外	
事業① 良好な農景観の保全							
取組(1) 水田の保全							
	・水稲の作付を10年間継続することを条件に奨励金を交付	●水田保全面積：125ha	①	490	190	-	-
	・良好な水田景観保全のための水源・水路の確保	●水源・水路の確保：10か所	-		-	300	-
取組(2) 特定農業用施設保全契約の締結							
	・農地と農業用施設を10年間適正に管理することを条件に、農家の住宅敷地等にある農業用施設用地の固定資産税・都市計画税を10年間軽減	●制度運用	-	10	-	10	-
取組(3) 農景観を良好に維持する活動の支援							
	・まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援（水路等での清掃活動、農地縁辺部への植栽、水源確保のための井戸の改修、土砂流出防止）	●まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援：集団農地維持面積730ha	-	542	-	431	-
	・まとまりのある農地を良好に維持する団体の活動への支援（不法投棄対策）	農地縁辺部への植栽55件 井戸の改修5地区 土砂流出防止対策15件	③		75	-	-
	・周辺環境に配慮した活動への支援（牧草等の栽培奨励、せん定枝などのたい肥化設備の費用の一部を助成）	●周辺環境に配慮した活動への支援：牧草等による環境対策20ha たい肥化設備等の支援25件	③		36	-	-
取組(4) 多様な主体による農地の利用促進							
	・意欲ある農家や新規参入希望者などへ農地を貸し付けられるよう遊休化した農地の復元を支援	●遊休農地の復元支援：1.5ha	①	153	153	-	-
事業② 農とふれあう場づくり							
取組(1) 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設							
	・収穫体験農園の開設支援	●様々なニーズに合わせた農園の開設：22.8ha	④	2,453	170	-	-
	・市民農園の開設支援（栽培収穫体験ファーム、環境学習農園、認定市民菜園）		-		-	75	-
	・農園付公園の整備		①		659	-	1,548

(単位：百万円)

事業・取組	取組内容	5か年目標	みどり税の用途の分類【注3】	5か年事業費	うち一般財源		うち国費・市債
					みどり税	みどり税以外	
取組(2) 市民が農を楽しむ支援する取組の推進							
	・横浜ふるさと村・恵みの里等における農を楽しむ取組の推進	●横浜ふるさと村、恵みの里等で農体験教室などの実施：450回	-	61	-	61	-
	・農体験の場の提供と援農の推進	●市民農業大学講座の開催：100回 ●農体験講座の開催：30回					

施策2 地産地消の推進

(単位：百万円)

事業・取組	取組内容	5か年目標	みどり税の用途の分類【注3】	5か年事業費	うち一般財源		うち国費・市債
					みどり税	みどり税以外	
事業③ 身近に農を感じる地産地消の推進							
取組(1) 地産地消にふれる機会の拡大							
	・直売所等の整備・運営支援	●直売所・青空市等の支援：285件	-	293	-	293	-
	・市民が市内産植木や草花に親しめる機会の創出（市民への配布や公共施設等への植栽に活用）	●緑化用苗木の配布：125,000本					
	・情報発信・PR活動の推進（情報誌やパンフレットの制作・発行）	●情報発信・PR活動：情報誌などの発行30回					
事業④ 市民や企業と連携した地産地消の展開							
取組(1) 地産地消を広げる人材の育成							
	・はまふうどコンシェルジュの育成	●はまふうどコンシェルジュの活動支援等：150件	-	25	-	25	-
	・地産地消活動の情報交換の場づくり（地産地消に取り組む市民・企業等をつなげる交流会等の開催）	●地産地消ネットワーク交流会の開催：5回					
取組(2) 市民や企業等との連携							
	・市民や企業等との連携の推進（生産者や企業等とのマッチングなど）	●市民や企業等との連携：50件	-	42	-	42	-
	・地産地消ビジネス創出の推進（ビジネスプランを策定するための講座を開催、認定されたプランの支援）	●ビジネス創出支援：16件					
	・学校給食での市内産農産物の利用促進（学校給食での市内産農産物の一斉供給、小学生を対象とした料理コンクールの開催）	●学校給食での市内産農産物の一斉供給：推進料理コンクールの開催：5回					
取組の柱2合計				4,067	1,283	1,236	1,548

施策1 市民が実感できる緑をつくり、育む取組の推進

(単位：百万円)

事業・取組	取組内容	5か年目標	みどり税の用途の分類【注3】	5か年事業費	うち一般財源		うち国費・市債
					みどり税	みどり税以外	
事業① まちなかでの緑の創出・育成							
取組(1) 公共施設・公有地での緑の創出・育成							
	・各区の主要な公共施設・公有地において、緑を充実させる取組を推進	●緑の創出：36か所 ●緑の維持管理：推進	-	690	-	690	-
取組(2) 街路樹による良好な景観の創出・育成							
	・街路樹の再生（老木化した桜並木などの地域で愛されている並木の再生、空いている植栽樹への補植）	●並木の再生：10路線 ●空き樹の補植：推進	③	2,910	740	-	-
	・街路樹の良好な維持管理	●良好な維持管理：18区で推進			2,170	-	-
取組(3) シンボリックな緑の創出・育成							
	・公有地化によるシンボリックな緑の創出・育成（多くの市民の目にふれる場所で、土地利用転換などの機会をとらえて用地を確保、地域に親しまれている緑のオープンスペースが存続困難となった場合に用地を取得）	●公有地化によるシンボリックな緑の創出・管理：推進	① (②、③) 【注4】	1,789	417	-	1,272
	・公開性のある緑空間の創出支援（多くの人が訪れる場所における、公開性のある緑化などを行う市民・事業者に対し、その費用の一部を助成）	●公開性のある緑空間の創出支援：推進	② (③) 【注4】		80	20	-
取組(4) 建築物緑化保全契約の締結							
	・条例等に定める基準以上の緑化を行い、保全することに対し、建築物の敷地に対する固定資産税・都市計画税を軽減	●制度運用	-	5	-	5	-
取組(5) 名木古木の保存							
	・地域住民に古くから親しまれている樹木を保存すべき樹木として指定し、維持管理費用の一部を助成	●推進	③	88	74	14	-

施策2 緑や花に親しむ取組の推進

(単位：百万円)

事業	取組	取組内容	5か年目標	みどり税の用途の分類【注3】	5か年事業費	うち一般財源		うち国費・市債
						みどり税	みどり税以外	
事業② 市民や企業と連携した緑のまちづくり								
取組(1) 地域緑のまちづくり								
		・計画づくり、花や木の植栽、維持管理など、地域での緑化整備や維持管理活動の支援	●新規 30 地区	② (③、④) 【注4】	446	446	-	-
取組(2) 地域に根差した緑や花の楽しみづくり								
		・緑や花に親しむ市民の盛り上げを醸成する、地域に根差した各区での取組等を推進	●緑や花を身近に感じる各区の取組：18 区で推進 ●地域の花いっぱいにつながる取組：推進	-	209	-	209	-
取組(3) 人生記念樹の配布								
		・人生の節目の記念に、希望した市民に、苗木を無料で配布	●40,000 本配布	②	58	15	43	-
事業③ 子どもを育む空間での緑の創出・育成								
取組(1) 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成								
		・園庭・校庭の芝生化や生き物とふれあい学べるビオトープの整備、花壇づくり、屋上や壁面の緑化など、多様な緑を創出する取組を推進 ・創出した緑を良好に維持するとともに、芝生やビオトープに関する技術支援を実施	●緑の創出：100 か所 ●緑の維持管理：推進	② (③) 【注4】	414	67	347	-
事業④ 緑や花による魅力・賑わいの創出・育成								
取組(1) 都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり								
		・多くの市民が訪れる場所で、地域や施設の特性に合わせた季節感ある緑花による場づくりを集中的に展開 ・都市公園において、花木による花の名所づくりを推進 ・いつ訪れても緑や花で彩られた魅力ある街を目指し、創出した質の高い緑花を良好に育成	●緑花による空間づくりと維持管理：推進	② (③) 【注4】	2,712	1,119	1,593	-
取組の柱3合計					9,320	5,128	2,921	1,272

効果的な広報の展開

事業費 0.8 億円

(単位：百万円)

事業・取組	取組内容	5か年目標	みどり税の用途の分類【注3】	5か年事業費	うち 一般財源		うち 国費・市債
					みどり税	みどり税以外	
事業① 市民の理解を広げる広報の展開							
取組(1) 計画の周知や実績報告							
	・取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者理解されとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動に参加していただけるよう、戦略的な広報を展開	●推進	—	80	—	80	—

(単位：百万円)

これからの緑の取組（案） 5か年事業費総計	5か年 事業費	うち 一般財源		うち 国費・ 市債
		みどり 税	みどり 税以外	
	50,214	13,592	8,057	28,565

これからの緑の取組 [2019-2023] (案) の事業費一覧

(単位：百万円)

取組の柱	事業	取組	5か年事業費	内訳	うち一般財源		うち国費・市債
					みどり税	みどり税以外	
市民とともに次世代につながる森を育む	①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	・緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	32,682	32,682	4,084	2,853	25,745
	②良好な森の育成	・森の多様な機能に着目した森づくりの推進	3,606	3,076	2,313	763	-
		・指定した樹林地における維持管理の支援		530	530	-	-
	③森を育む人材の育成	・森づくりを担う人材の育成	130	75	75	-	-
		・森づくり活動団体への支援		55	50	5	-
④市民が森に関わるきっかけづくり	・森の楽しみづくり	330	100	100	-	-	
	・森に関する情報発信		230	30	200	-	
小計			36,747	36,747	7,181	3,821	25,745
市民が身近に農を感じる場をつくる	①良好な農景観の保全	・水田の保全	1,194	490	190	300	-
		・特定農業用施設保全契約の締結		10	-	10	-
		・農景観を良好に維持する活動の支援		542	111	431	-
		・多様な主体による農地の利用促進		153	153	-	-
	②農とふれあう場づくり	・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	2,513	2,453	829	75	1,548
		・市民が農を楽しむ支援する取組の推進		61	-	61	-
	③身近に農を感じる地産地消の推進	・地産地消にふれる機会の拡大	293	293	-	293	-
④市民や企業と連携した地産地消の展開	・地産地消を広げる人材の育成	66	25	-	25	-	
	・市民や企業等との連携		42	-	42	-	
小計			4,067	4,067	1,283	1,236	1,548
市民が実感できる緑や花をつくる	①まちなかでの緑の創出・育成	・公共施設・公有地での緑の創出・育成	5,481	690	-	690	-
		・街路樹による良好な景観の創出・育成		2,910	2,910	-	-
		・シンボリックな緑の創出・育成		1,789	497	20	1,272
		・建築物緑化保全契約の締結		5	-	5	-
		・名木古木の保存		88	74	14	-
	②市民や企業と連携した緑のまちづくり	・地域緑のまちづくり	713	446	446	-	-
		・地域に根差した緑や花の楽しみづくり		209	-	209	-
		・人生記念樹の配布		58	15	43	-
③子どもを育む空間での緑の創出・育成	・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成	414	414	67	347	-	
④緑や花による魅力・賑わいの創出・育成	・都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	2,712	2,712	1,119	1,593	-	
小計			9,320	9,320	5,128	2,921	1,272
効果的な広報の展開	①市民の理解を広げる広報の展開	・計画の周知や実績報告	80	80	-	80	-
総計			50,214	50,214	13,592	8,057	28,565

【注1】 事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】 端数調整により、合計値が整合しない場合があります。

資料編

1 横浜みどりアップ計画（計画期間：平成 26-30 年度）の評価・検証

市では、2018（平成 30）年 6 月に、横浜みどりアップ計画（計画期間：平成 26-30 年度）の 4 か年の取組についての評価・検証を行い、「これからの緑の取組 [2019-2023]」を検討するための基礎資料としました。なお、「横浜みどりアップ計画（計画期間：平成 26-30 年度）4 か年（平成 26 年度～平成 29 年度）の事業・取組の評価・検証」の全文は、環境創造局のウェブサイトに掲載していますが、ここでは、その内容の主な部分を記載しています。

（1）横浜みどりアップ計画（計画期間：平成 26-30 年度）4 か年の主な成果と課題

2014（平成 26）年度から 2017（平成 29）年度までに実施した事業の主な成果と課題は次のとおりです。



取組の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

- 土地所有者の理解と協力を得ながら、特別緑地保全地区など緑地保全制度に基づく指定により森の保全が進展しました。
- 森に関わるきっかけとなるイベントや講座の開催、市民と協働で良好な森を育成するための取組などにより、市民の森への関わりが広がり、深まりました。

課題

・指定した樹林地の維持管理 など



取組の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる

- 市内の水田の保全など、良好な農景観を保全するための取組が進みました。
- 農園や農体験教室、農畜産物の直売所など、市民のニーズに合わせた農とのふれあいの場が着実に増加しました。

課題

・農を支える担い手の不足
・都心臨海部等での市民と農とのふれあいに対するニーズへの対応 など



取組の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

- 市民との協働により、市内42地区で緑のまちづくりが進展しました。
- 多くの市民や観光客が訪れる都心臨海部で、街の賑わいを生み出す緑の創出が進展し、全国都市緑化よこはまフェアの会場としても活用されました。
- 土地利用転換などの機会を捉えて用地を確保し、緑の少ない区に緑豊かな公園が開園しました。

課題

・緑化を行った地域や施設管理者へのフォローアップ
・創出した緑花の高質な育成・管理の継続
・個別の市民・事業者における緑化の取組への誘導 など

(2) 評価の考え方（4か年の事業・取組の評価）

2014（平成26）年度から2017（平成29）年度までの取組を振り返り、4か年の事業・取組の実績・内容について、以下の方法により評価しました。

なお、評価にあたっては、横浜みどりアップ計画市民推進会議からの意見も参考にしています。

ア 進捗状況の評価

全29の取組ごとの、5か年の目標および計画事業費に対する4か年の進捗および執行率を、次の評価基準により評価しました。

〔進捗状況についての評価基準〕

◎:80%以上

○:50%以上～80%未満

△:50%未満

イ 4か年の総合評価

アに加えて緑の総量の維持、緑の質の向上や緑と関わる機会の増加など、計画全体としての5か年の目標に対する貢献も含めて、各事業・取組の成果を総合的に評価しました。

〔4か年の総合評価〕

A:計画を上回る成果

B:概ね計画通りの成果

C:計画を下回る成果



横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26～30年度） 5か年の目標

1 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します

緑地保全制度の指定による樹林地の担保量が増加、水田の保全面積が増加、市街地で緑を創出する取組が進展 など

2 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます

森の保全管理など生物多様性に配慮した取組の進展、緑や花の創出により街の魅力・賑わいが向上 など

3 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します

森に関わるイベントや農作物収穫体験、地域の緑化活動など、市民や事業者が緑に関わる機会が増加 など

(3) 4か年の事業・取組の評価一覧

4か年の総合評価		
A：計画を上回る成果	B：概ね計画通りの成果	C：計画を下回る成果

取組番号	事業名	総合評価
取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む		
施策1 樹林地の確実な保全の推進		
事業①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り		
1	緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	B
施策2：良好な森を育成する取組の推進		
事業②生物多様性・安全性に配慮した森づくり		
2	森づくりガイドライン等を活用した森の育成	A
3	指定された樹林地における維持管理の支援	B
4	生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上	A
5	間伐材の有効利用	B
事業③森を育む人材の育成		
6	森づくりを担う人材の育成	B
7	森づくり活動団体への支援	A
施策3：森と市民とをつなげる取組の推進		
事業④市民が森に関わるきっかけづくり		
8	森の楽しみづくり	A
9	森に関する情報発信	B

取組番号	事業名	総合評価
取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる		
施策1 農に親しむ取組の推進		
事業①良好な農景観の保全		
10	水田の保全	B
11	特定農業用施設保全契約の締結	B
12	農景観を良好に維持する取組の支援	B
13	多様な主体による農地の利用促進	A
事業②農とふれあう場づくり		
14	様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	B
15	市民が農を楽しむ支援する取組の推進	A
施策2 地産地消の推進		
事業③身近に感じる地産地消の推進		
16	地産地消にふれる機会の拡大	B

取組番号	事業名	総合評価
事業④市民や企業と連携した地産地消の展開		
17	地産地消を広げる人材の育成	A
18	市民や企業等との連携	B

取組番号	事業名	総合評価
取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる		
施策1 市民が実感できる緑を創出する取組の推進		
事業①民有地での緑の創出		
19	民有地における緑化の助成	C
20	建築物緑化保全契約の締結	B
21	名木古木の保存	A
22	人生記念樹の配布	B
事業②公共施設・公有地での緑の創出		
23	公共施設・公有地での緑の創出・管理	A
24	公有地化によるシンボリックな緑の創出	B
25	いきいきとした街路樹づくり	B
施策2 緑を楽しむ市民の盛り上げりを醸成する取組の推進		
事業③市民協働による緑のまちづくり		
26	地域緑のまちづくり	A
事業④子どもを育む空間での緑の創出		
27	保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	B
事業⑤緑や花による魅力・賑わいの創出		
28	都心臨海部の緑花による賑わいづくり	A

取組番号	事業名	総合評価
効果的な広報の展開		
事業①市民の理解を広げる広報の展開		
29	計画の周知や実績報告	B

<評価集計表>

総合評価	A	B	C
取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む	4	5	0
取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる	3	6	0
取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる	4	5	1
効果的な広報の展開	0	1	0
合計	11	17	1

(4) 横浜みどり税による成果

●取組の柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

【主な事業による成果】

緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り

4か年事業費：242億6,000万円
うちみどり税：36億8,900万円

- みどり税を活用することで、指定地での買取り希望に対して確実に対応することができました。
- 不測の事態による買取り希望に対して確実に対応してもらえる安心感から、樹林地の指定推進が大幅に進みました。
- 指定・買取りが大幅に進んだことなどにより、樹林地の減少傾向が鈍化しました。

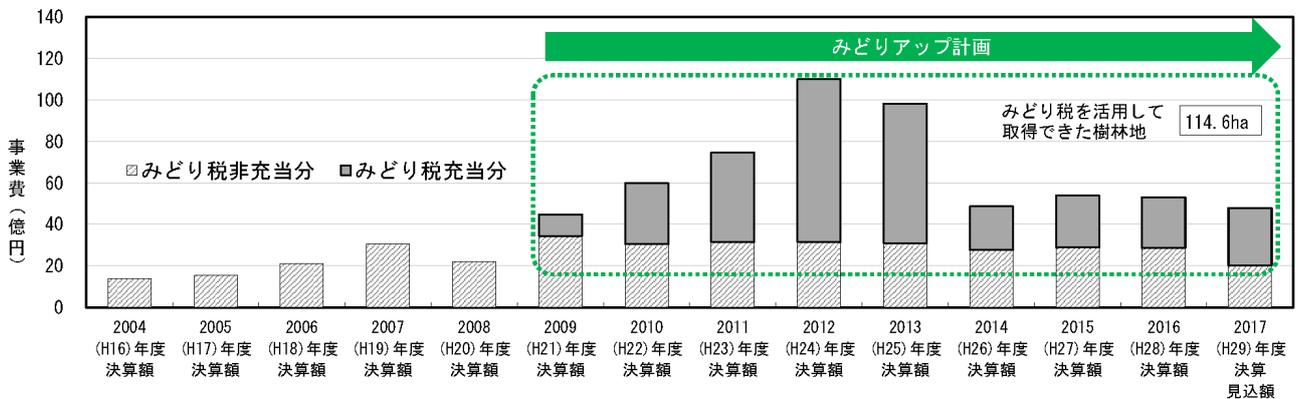


図 樹林地取得の事業費の推移

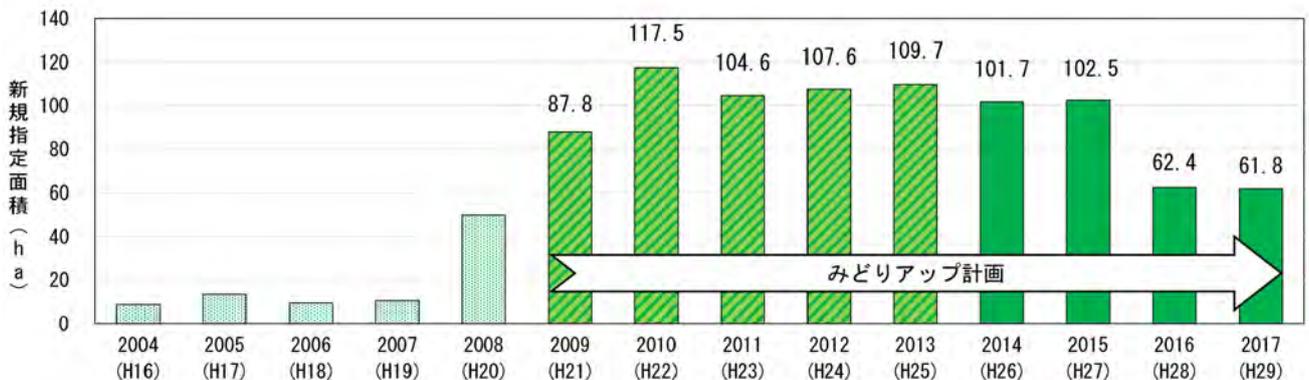


図 緑地保全制度による新規指定等の面積推移

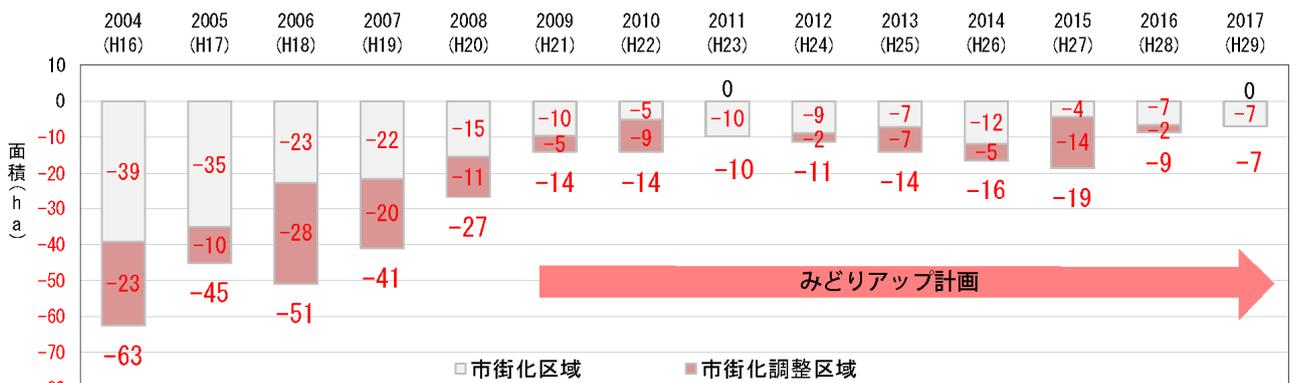


図 山林減少面積の推移 ※固定資産税の課税対象となる土地面積から算出した参考値

【みどり税を財源として取り組んだ事業の一覧】

1. 緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	みどり税充当額	36億8,900万円
指定・買取りが大幅に進んだことなどにより、樹林地の減少傾向が鈍化しました。	新規指定面積：328.4ha 買取面積：88.5ha	
2. 森づくりガイドライン等を活用した森の育成	みどり税充当額	12億2,300万円
市民の森、まとまった樹林のある公園等で保全管理計画の策定が進み、樹林地の特性に応じた保全管理のあり方について、愛護会等と共通の認識を持ちながら維持管理を進めることができました。	ガイドライン等を活用した維持管理 (樹林地) 489か所 (公園) 72か所 保全管理計画の策定 (樹林地) 12か所 (公園) 13か所	
3. 指定された樹林地における維持管理の支援	みどり税充当額	2億9,400万円
樹林地を保有し続ける課題の一つである、維持管理負担軽減のため、緑地保全制度により指定した民有樹林地への維持管理の助成を進めました。	樹林地維持管理助成：405件	
4. 生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上	みどり税充当額	4億2,000万円
危険な斜面地のある一部の樹林地において、生物多様性にも配慮した防災や安全性の対策工事を実施しました。	法面の整備：12か所	
5. 間伐材の有効利用	みどり税充当額	1,100万円
森の手入れで発生した間伐材の活用を図るため、森づくり活動団体に対して、間伐材のチップ化作業の支援を行いました。	チップの貸出し：46回	
6. 森づくりを担う人材の育成	みどり税充当額	2,600万円
森での管理に必要な知識や作業に関する研修を開催し、森づくりボランティアなどの育成を推進しました。	研修の実施：53回 ニュースレターの発行：15回	
7. 森づくり活動団体への支援	みどり税充当額	2,100万円
森づくり活動を行っている団体に対する道具の貸出しや助成等の支援を通じて、樹林地の効率的・効果的な維持管理を推進しました。また、専門家の派遣により、生物多様性や安全性に配慮した保全管理作業のアドバイスを、活動団体のニーズに応える形で行うことができました。	森づくり活動団体への支援 (樹林地) 延べ108団体 (公園) 延べ36団体	
8. 森の楽しみづくり	みどり税充当額	6,400万円
大学や商工会議所等、多様な団体と協力して事業を進めたことで、市民が森に関わるきっかけをより大きな範囲に広げることにつながるとともに、実施者側にも横浜の森について知っていただくことができました。	イベント等の実施：469回	
9. 森に関する情報発信	みどり税充当額	1,200万円
新規に指定された市民の森を中心にガイドマップを作成しました。	市民の森・ふれあいの樹林ガイドマップ作成：8地域	

※ みどり税充当額は4か年の合計、百万円未満は四捨五入

●取組の柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる

【主な事業による成果】

水田の保全

4か年事業費：2億1,000万円
うちみどり税：1億3,500万円

○市内の水田の約9割にあたる119.8haを保全し、貯水機能や景観形成などの市民共有の貴重な農景観である水田の減少を食い止めることができました。



図 横浜市の水稲作付面積と保全承認面積の推移

【主な事業による成果】

多様な主体による農地の利用促進

4か年事業費：1億1,300万円
うちみどり税：1億1,200万円

○遊休化した農地を市が一時的に借り受けて復元し、意欲ある担い手により遊休農地が耕作され、良好な農景観を保全することができました。



荒れた遊休農地



耕作できるよう農地を復元



ミカンの苗木が植えられ、ミカン畑に

【主な事業による成果】

様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

4か年事業費：23億 600万円

うちみどり税：6億 8,800万円

○農園の開設や農園付公園の整備が進み、市民が農を楽しむ場が多くつくられました。

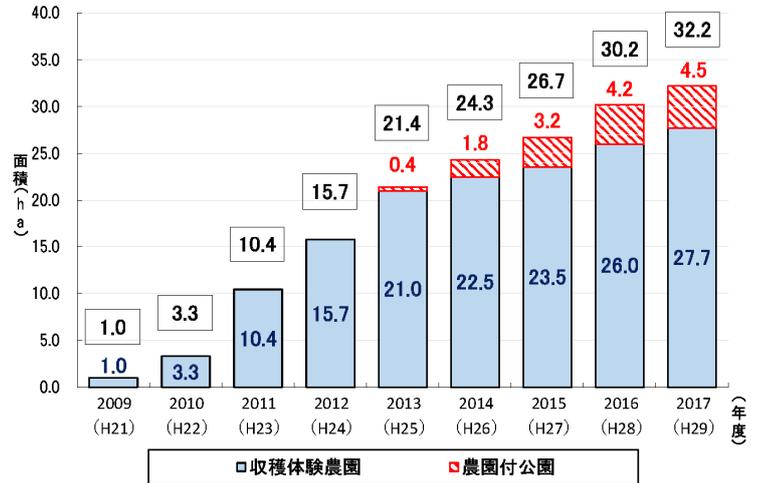


図 収穫体験農園・農園付公園の整備面積推移

【みどり税を財源として取り組んだ事業の一覧】

10. 水田の保全	みどり税充当額	1億 3,500万円
水稲作付を10年間継続することを条件に土地所有者へ奨励金を交付し、市内の水田のうちの約9割を水田景観として保全しました。	水田保全承認面積	119.8ha
12. 農景観を良好に維持する取組の支援	みどり税充当額	7,000万円
農地の保全活動に対する支援や、地域団体が利用するたい肥化設備などの共同利用設備整備への助成を行うことで、まとまりのある農地・農景観が良好に維持されました。	良好に維持されている農地の面積	675.0 ha
	共同利用設備の整備	14件
13. 多様な主体による農地の利用促進	みどり税充当額	1億 1,200万円
農地の長期貸付を支援することで、意欲ある担い手により遊休農地が耕作され、営農環境が向上し、良好な農景観を保全しました。また、遊休化した農地を市が一時的に借り受けて復元し、農地の利用を希望する担い手に貸し付けました。	長期貸付開始農地	47.6ha
14. 様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	みどり税充当額	6億 8,800万円
農園の開設支援や農園付公園の整備が進み、市民が農を楽しむ場が多く作られました。	収穫体験農園の開設支援	6.6ha
	農園付公園の整備	4.1ha

※ みどり税充当額は4か年の合計、百万円未満は四捨五入

●取組の柱3 市民が実感できる緑をつくる

【主な事業による成果】

地域緑のまちづくり

4か年事業費：6億9,200万円

うちみどり税：6億9,200万円

○専門家による緑化計画づくりの支援等により、市内42地区において、様々な緑をつくる活動が行われ、地域で緑化を推進しました。



図 地域緑のまちづくり実施箇所

【主な事業による成果】

都心臨海部の緑花による賑わいづくり

4か年事業費：14億8,400万円

うちみどり税：10億2,300万円

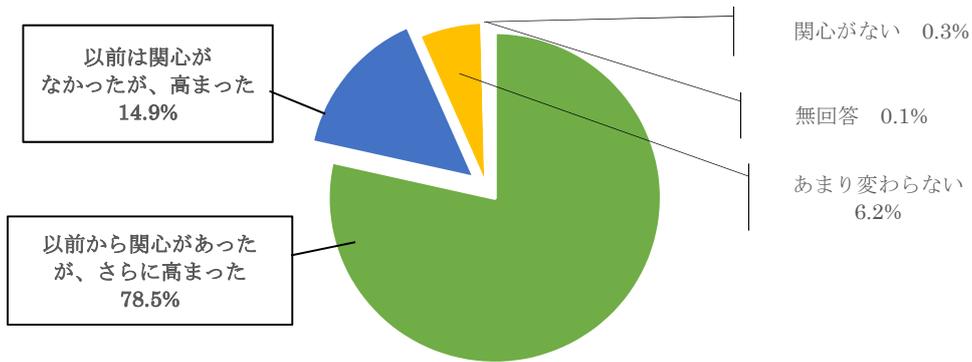
○都心臨海部の都市公園、港湾緑地、街路樹などを中心に、質の高い緑や花の整備と管理を集中的に展開し、街の魅力の形成、賑わいづくりにつなげました。



○ 第33回全国都市緑化よこはまフェア（2017(H29)年3月25日～6月4日）

都心臨海部の都市公園や港湾緑地などにおいて進めてきた、緑や花による空間演出や質の高い維持管理の成果を生かし、フェア会場として活用しました。

▽ 来場者数：566万人（みなとガーデンエリア）

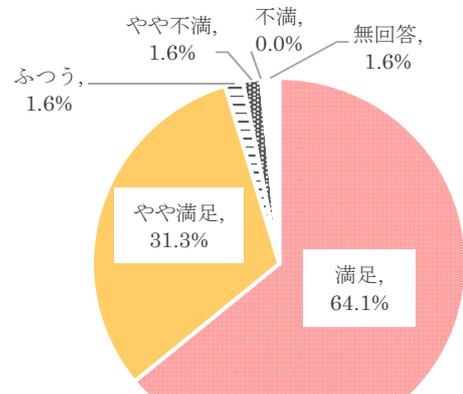


図：フェア来場者アンケート「花や緑への関心について」回答結果

○ 山下公園と港の見える丘公園のバラ園ガイドツアー（2019(H30)年5月20日、21日）

山下公園や港の見える丘公園で行ってきたバラ園や花壇等の整備、維持管理の成果を多くの市民の方にも楽しんでいただくためのガイドツアーを実施しました。

▽ 参加者数：238人（2日間で計6回実施）



図：参加者アンケート「ガイドツアーの感想」回答結果

【みどり税を財源として取り組んだ事業の一覧】

19. 民有地における緑化の助成	みどり税充当額	500 万円
民有地での緑化推進を図るため、緑の少ない区では、屋上緑化や壁面緑化だけでなく公開性や視認性の高い場所での地面での緑化を対象とするなど、助成内容を拡充して助成しました。	緑化の助成：20 件	
21. 名木古木の保存	みどり税充当額	4,700 万円
名木古木として指定を進め、樹木医による生育状況の確認や所有者への維持管理の適切な助言を行うなど、都市の美観風致の維持に寄与しました。	新規指定：78 本 維持管理の助成：203 本	
22. 人生記念樹の配布	みどり税充当額	1,400 万円
人生の節目の記念に、希望した苗木を無料で配布し、民有地緑化の普及、啓発を図りました。	苗木の配布：30,436 本	
23. 公共施設・公有地での緑の創出・管理	みどり税充当額	2 億 6,500 万円
各公共施設において、花を楽しめる植栽、屋上や壁面の緑化、生物多様性の向上につながる植栽など、多様な緑化により、市民が実感できる緑の創出が進みました。	緑の創出：75 か所 創出した緑の維持管理：311 件	
24. 公有地化によるシンボリックな緑の創出	みどり税充当額	1 億 3,000 万円
緑の少ない区を対象に、多くの市民の目に触れる場所で、緑豊かな公園の整備を進めるための用地取得を進めました。	創出：1 か所 事業推進：4 か所	
25. いきいきとした街路樹づくり	みどり税充当額	10 億 8,800 万円
市民の目にする機会が多い駅前広場や公共施設周辺、幹線道路などの街路樹が良好に育成されました。また、都心臨海部や区の代表的な街路樹について管理を充実して行ったことにより、緑豊かな街並み景観の形成に寄与しました。	18 区で推進	
26. 地域緑のまちづくり	みどり税充当額	6 億 9,200 万円
地域の緑化計画に基づく緑化活動により、住宅地から商業・工業地域まで、その地区ならではの緑のまちづくりが進むとともに、緑をテーマとした地域コミュニティ活動も盛んになりました。	新規地区：26 地区 継続地区：16 地区	
27. 保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	みどり税充当額	3,400 万円
校庭・園庭の芝生化に加え、ビオトープや花壇、樹木による植栽など、子どもたちが多くの時間を過ごす場所で、施設ごとのニーズに合わせた多様な緑が増えました。	緑の創出：152 か所 芝生等の維持管理：推進	
28. 都心臨海部の緑花による賑わいづくり	みどり税充当額	10 億 2,300 万円
都心臨海部の都市公園、港湾緑地、街路樹などを中心に、質の高い緑や花の整備と管理を集中的に展開し、街の魅力の形成、賑わいづくりにつなげました。	都心臨海部の緑花：23 か所 緑化の維持管理：28 か所	

※ みどり税充当額は4か年の合計、百万円未満は四捨五入

2 横浜の緑に関する市民及び土地所有者意識調査の結果（概要）

2019（平成 31）年度以降の緑施策を検討するにあたり、2017（平成 29）年 7 月に横浜市民、市内に農地や樹林地を所有する方を対象として意識調査を実施しました。

●調査の対象

市民：5,000 人（住民基本台帳の満 20 歳以上から無作為抽出）

樹林地所有者：4,612 人（一筆 500 m²以上の山林所有者）

農地所有者：5,903 人（1,000 m²以上の農地所有者）

●実施期間

2017（平成 29）年 7 月 6 日(木)から 21 日(金)まで（7 月 31 日までに到着したものを集計）

●回収数（回収率）

市民：1,675 票（33.5%）

樹林地所有者：1,631 票（35.4%）

農地所有者：2,216 票（37.5%）

(1) 市民意識調査の結果

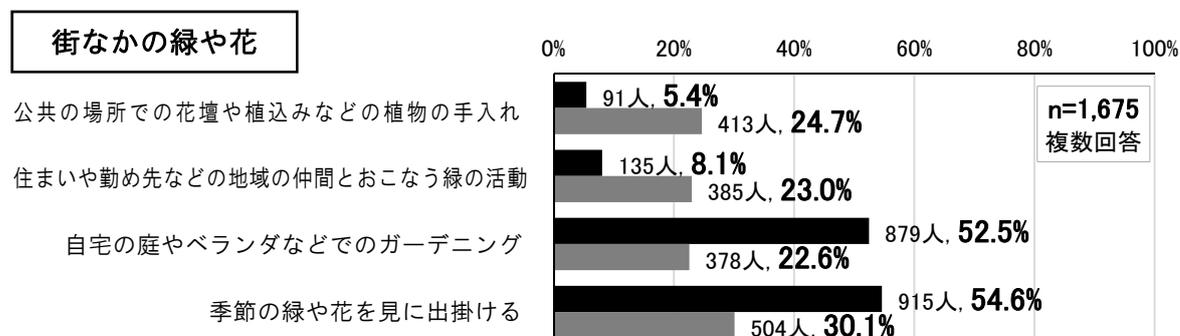
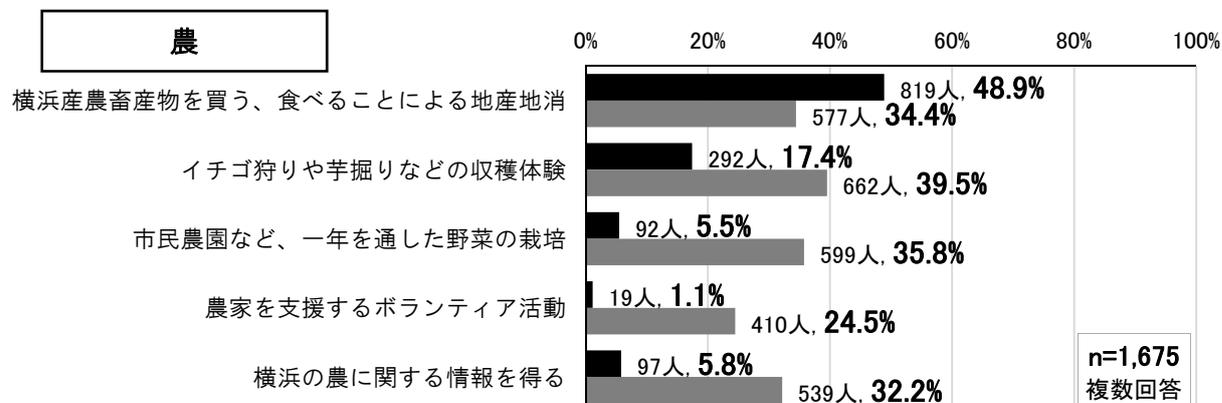
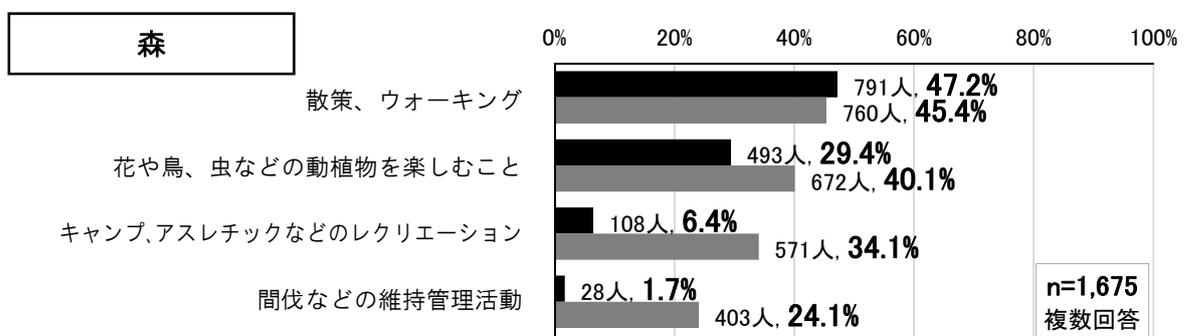
緑との関わりや活動について

森に関しては、現在おこなっているもの、今後おこなってみたいことのいずれも「散策、ウォーキング」が最も多く、次いで「花や鳥、虫などの動植物を楽しむこと」、「キャンプ、アスレチックなどのレクリエーション」でした。散策の場などとしての関心の高さがうかがえます。

農に関しては、「横浜産農畜産物を買う、食べることによる地産地消」を約49%の方がおこなっている一方で、「イチゴ狩りや芋掘りなどの収穫体験」、「市民農園など、一年を通した野菜の栽培」をおこないたいという声も多く、農体験ができる場の創出が求められます。

街なかの緑や花に関しては、現在おこなっていること、今後おこないたいことのいずれも「季節の緑や花を見に出掛ける」が最も多く、観賞できる緑や花へのニーズが高い結果となりました。

●緑との関わりや活動について、市民が「現在おこなっていること」「今後おこなってみたいこと」

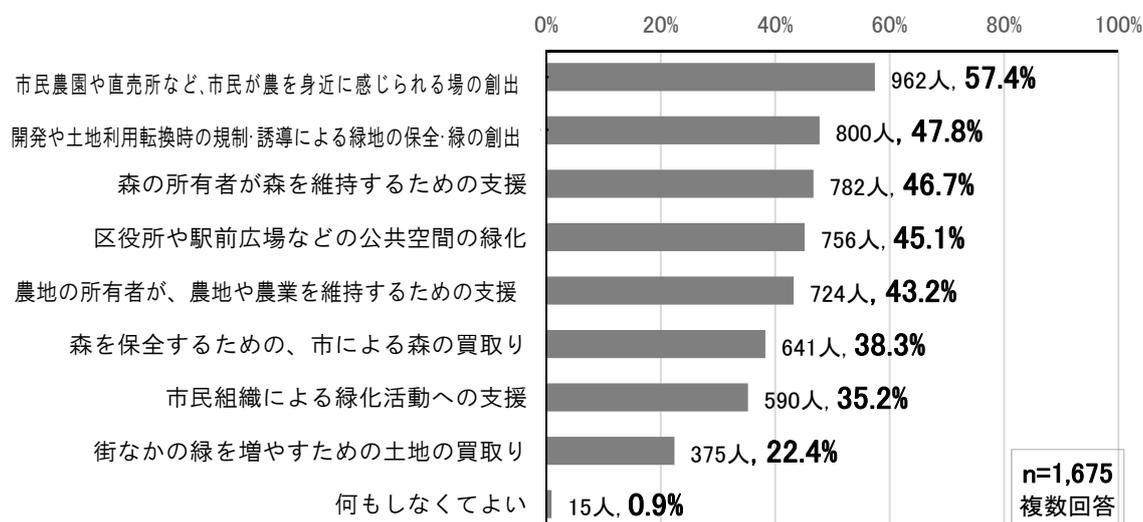


■ 現在おこなっている ■ 今後おこなってみたい

緑に関して行政に求めること

市は緑や花に関する取組として何をすべきかについて、「市民農園や直売所など、市民が農を身近に感じられる場の創出」が最も多く、約57%と半数以上で、次いで「開発や土地利用転換時の規制・誘導による緑地の保全・緑の創出」でした。農を感じる場の創出が求められています。

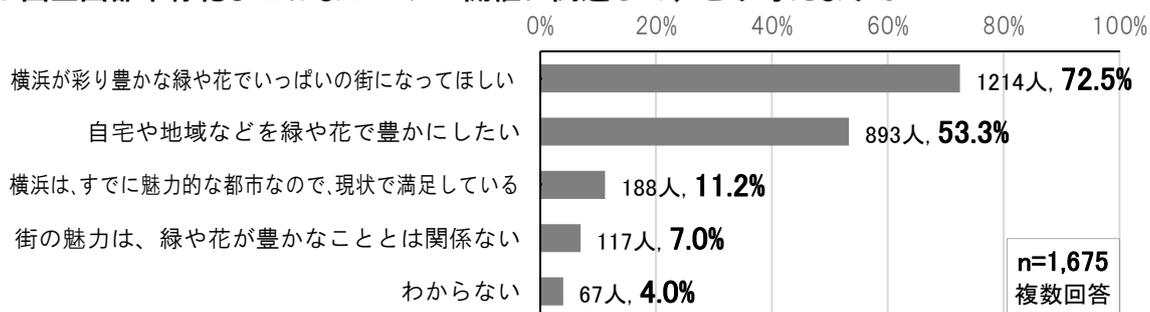
●横浜市は緑や花に関わる取組として、何をすべきか



全国都市緑化よこはまフェアの開催に関する考え

「横浜が彩り豊かな緑や花でいっぱいの街になってほしい」が約73%と最も多く、次いで「自宅や地域などを緑や花で豊かにしたい」が約53%と、緑や花を用い、横浜の魅力を向上させてほしい、または、向上させたいと考えている方が多いことがわかりました。

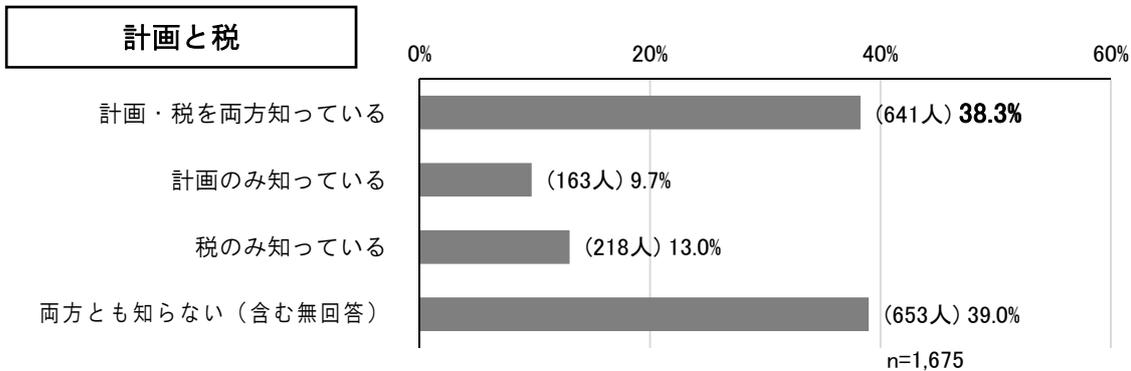
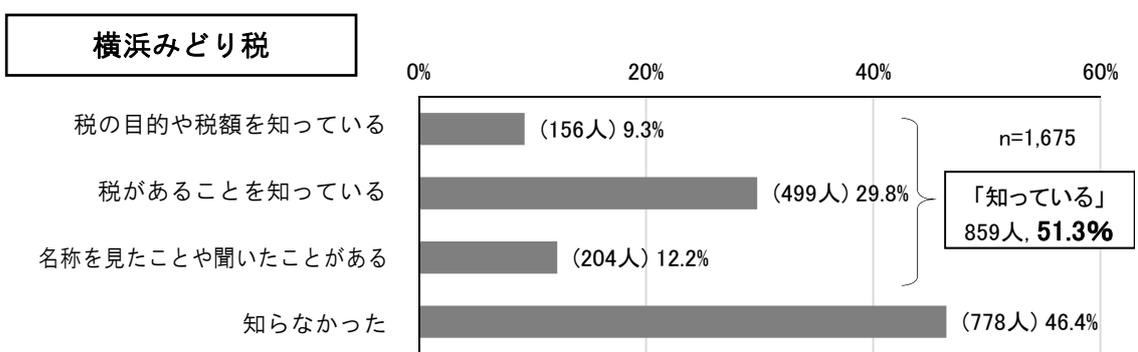
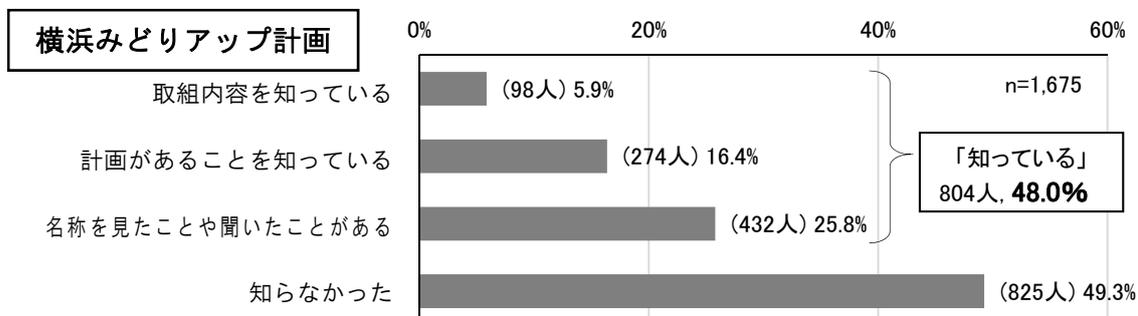
●第33回全国都市緑化よこはまフェアの開催に関連して、どう考えますか



横浜みどりアップ計画や横浜みどり税の認知度

横浜みどりアップ計画を知っていると答えた方は約 48%、横浜みどり税を知っていると答えた方は約 51%、ともに知っていると答えた方は約 38%でした。

●横浜みどりアップ計画、横浜みどり税を知っていますか



●横浜みどりアップ計画に対する主な自由意見

- ・土地を買い取るか土地所有者と話をし、住宅を増やすより、森や林を残すことをしてほしい。
- ・子どもたちの豊かな感性や日本人としての心を育てるために、森をはじめとした緑の環境は非常に大切と考える。首都東京に隣接する横浜が、この運動を進めることに意義を感じます。
- ・これ以上、緑や花が増えると、虫などが飛んでくるので非常に迷惑です。山の木の葉が落ちてきたり、それを掃除しなくてはならなくて面倒です。これ以上、緑や花を植えないでください。現状のままが良いです。
- ・街路樹が途中でなくなっている箇所があちこちで見られるので、できるだけ幹線道路には街路樹を植栽してほしい。
- ・夏の暑さがひどいので、街路樹が並ぶ道路にしてほしい。
- ・市民が多く利用する駅周辺や憩いの場となる場所（公園・商業施設の周りの空間）にお花を植えたりして、美しい街づくりを目指してほしい。
- ・全国都市緑化よこはまフェア開催は良い取組だと思いますが、フェアを開催している期間や場所だけでなく、地味でも通年で管理し、四季それぞれの花や緑を楽しむことができるといい。
- ・地域によって格差がありすぎ。都市開発、街並みの開発含め、道路整備を解決しないで緑化などあり得ない。やるべきことを先行させ、もっと市民のために努力すべき。
- ・「緑や花」を増やすことには賛成だが、メンテナンス費用とのバランスを考慮してほしい。
- ・市民から税金を取るなら、よく見られるところだけでなく、市民が暮らしているところも改善してください。

(2) 樹林地所有者意識調査の結果

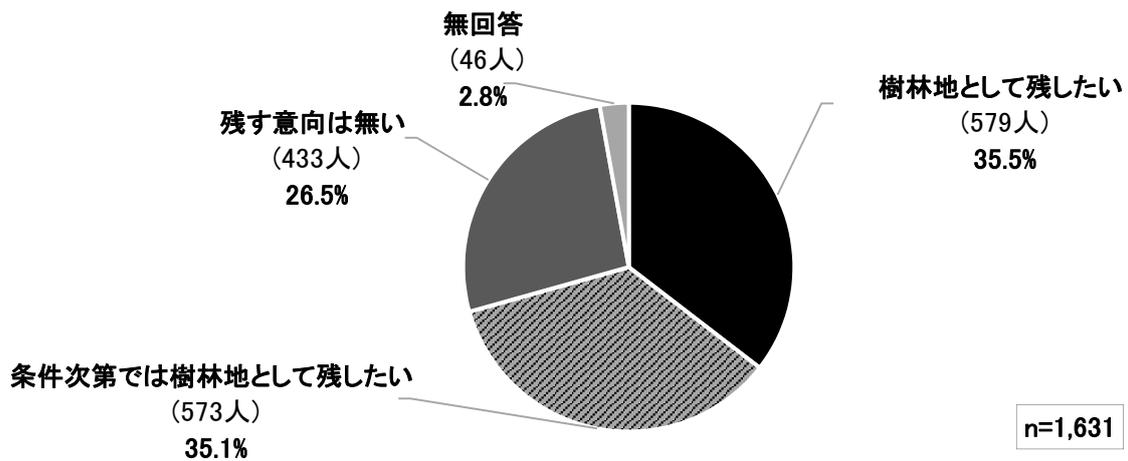
樹林地の所有について

樹林地の所有について、今後も「樹林地として残したい」「条件次第では樹林地として残したい」という意向をお持ちの方は、合わせて約7割でした。また、樹林地を所有するうえで困っていることとして、「維持管理に費用と手間がかかる」が最も多く半数（約53%）を超え、「将来の遺産相続時の対応が心配」が次いで多い結果（約41%）でした。

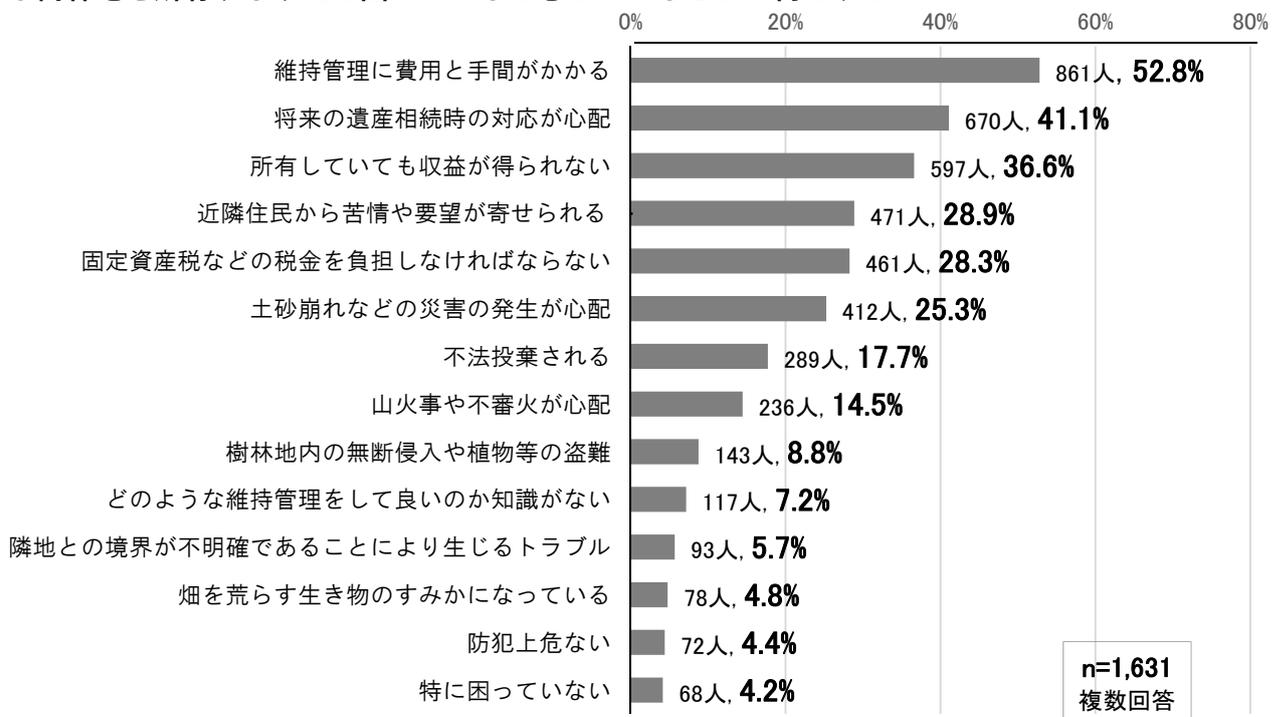
樹林地の緑地保全制度による指定を受けた理由として、「固定資産税・都市計画税の減免・優遇を受けられるため」が最も多く（約65%）、「樹林地のまま将来にわたって保全できるため」が次いで多い結果（約34%）でした。緑地保全制度のうち、特別緑地保全地区または近郊緑地特別保全地区に指定された樹林地は相続税の優遇を受けられますが、指定を受けた理由として、約20%の方が「相続税の軽減が受けられるため」と回答しました。

樹林地所有者の方々に樹林地のまま残していただくためには、引き続き、緑地保全制度による指定を進め、固定資産税や相続税などの税の軽減を図っていくことや、維持管理に対する支援の充実が求められています。

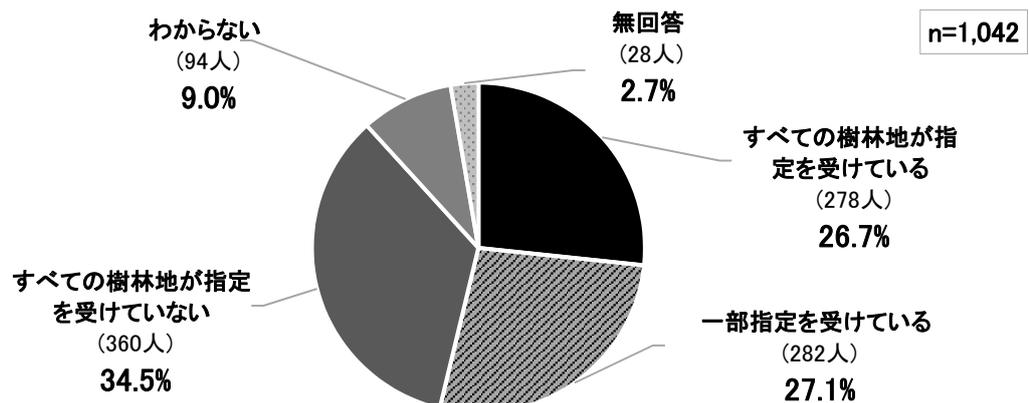
●所有する樹林地を今後も樹林地として残していきたいですか



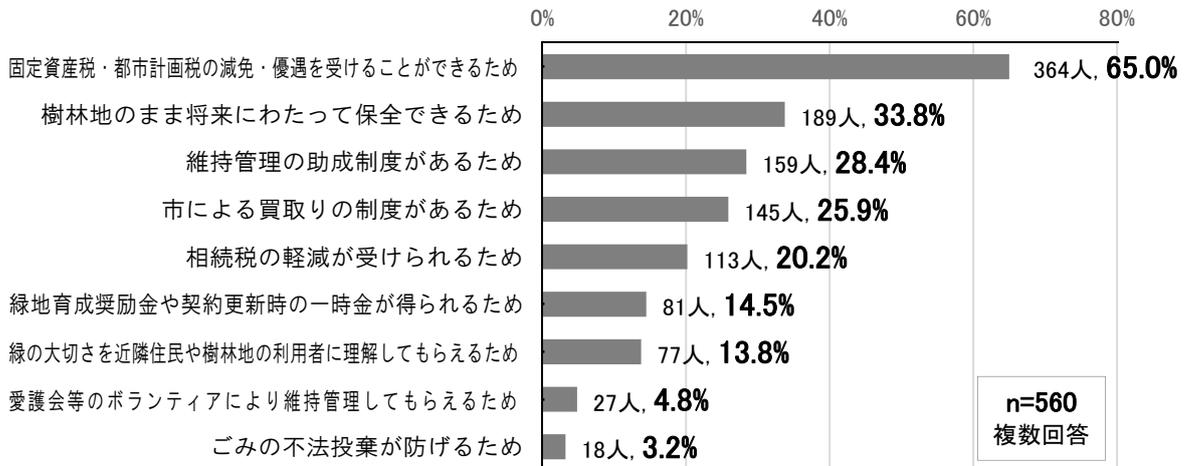
●樹林地を所有するうえで困っていると感じていることは何ですか



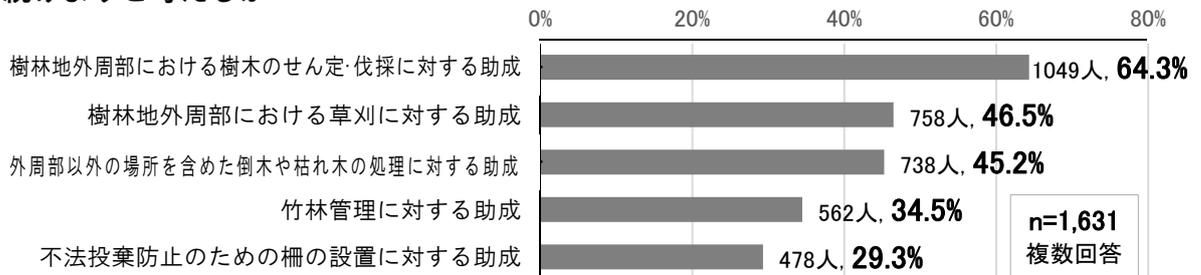
●所有する樹林地の緑地保全制度による指定状況は（緑地保全制度について知っているかという問に「知っている」を選択した人が回答）



●**樹林地の緑地保全制度による指定を受けた理由は**〈所有する樹林地の指定状況について「すべて指定を受けている」または「一部指定を受けている」を選択した人が回答〉



●**行政からどのような支援があれば緑地保全制度による指定をしても良い、または指定を続けようとするか**



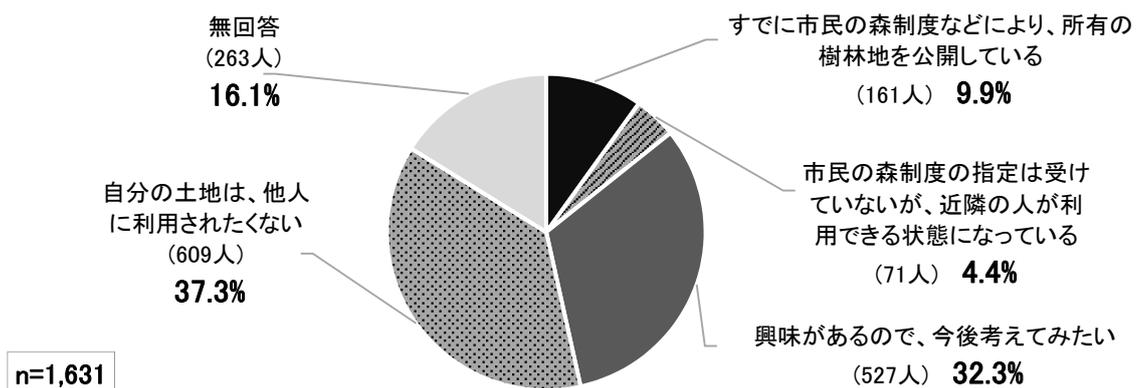
市民との関わりについて

市民の森として所有する樹林地を公開することについて、「自分の土地は、他人に利用されたくない」が最も多く（約 37%）、「興味があるので、今後考えてみたい」という公開に前向きな意見が次いで多い結果（約 32%）でした。

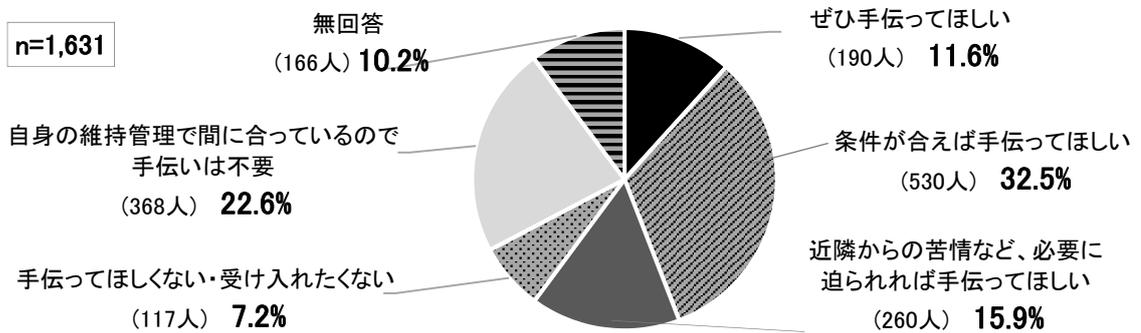
また、維持管理をボランティアの人などに手伝ってもらうことについて、「手伝ってほしい」（「ぜひ手伝ってほしい」「条件が合えば手伝ってほしい」「近隣からの苦情など、必要に迫られれば手伝ってほしい」を合算）が約 60%と半数を超える方が回答しました。

保全した樹林地を土地所有者の方々の同意を得ながら、市民に公開し、散策などの場として活用できる森を増やせる可能性があります。また、樹林地の維持管理について、多様な主体の参画を得ながら取り組んでいくことが求められています。

●**所有する樹林地を公開することについて、どのように考えるか**



●所有している樹林地の維持管理を、ボランティアの人または団体に手伝ってもらうことについて、どのように考えるか



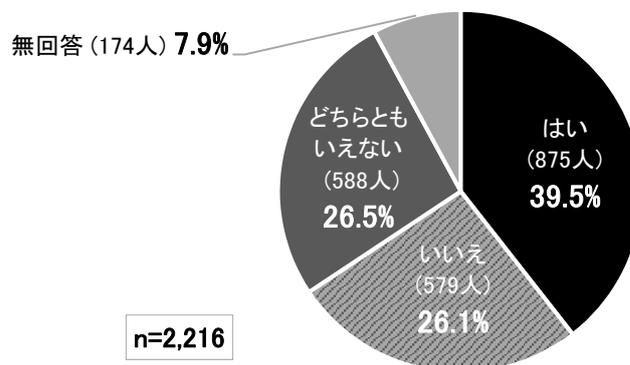
(3) 農地所有者意識調査の結果

営農の意向や課題について

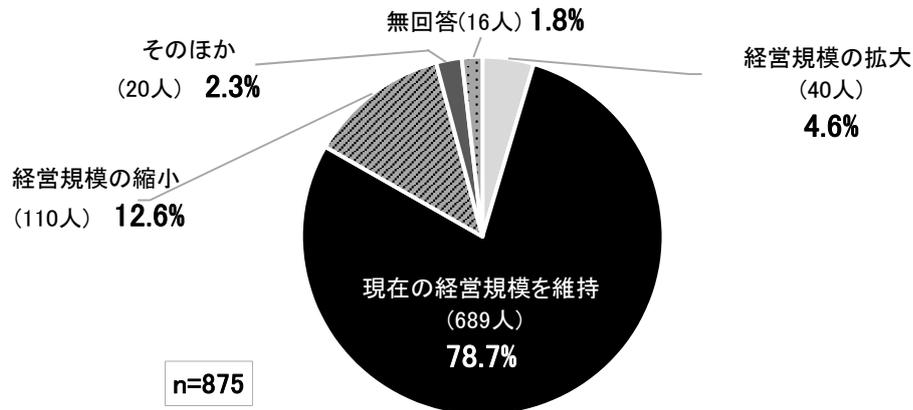
今後も農業を続けることについて、「いいえ」が約 26%、「どちらともいえない」が約 27%でした。また、農業を続ける意向のある方に対して、今後の経営規模について尋ねたところ、「現在の経営規模を維持」が最も多く（約 79%）、「経営規模の縮小」が次いで多い結果（約 13%）でした。今後、営農継続を断念する方や経営規模を縮小する方の増加がうかがえます。

また、農地を所有し耕作し続けるうえでの課題については、「相続税の支払いに不安がある または 負担が大きい」が最も多く（約 48%）、「高齢のため農作業が難しい」が次いで多い結果（約 46%）でした。農業後継者の有無について、「現時点ではわからない」が約 38%、「後継者がいない」が約 30%でした。農地を次世代に引き継いでいくためには、相続税などの税の軽減や担い手の支援が求められます。

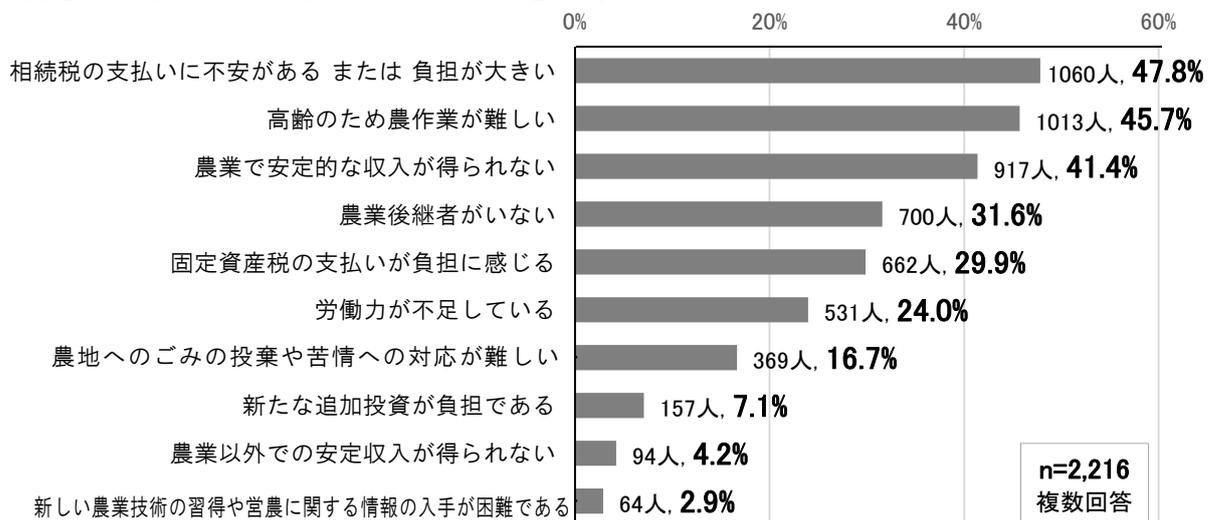
●今後も農業を続けていきたいか



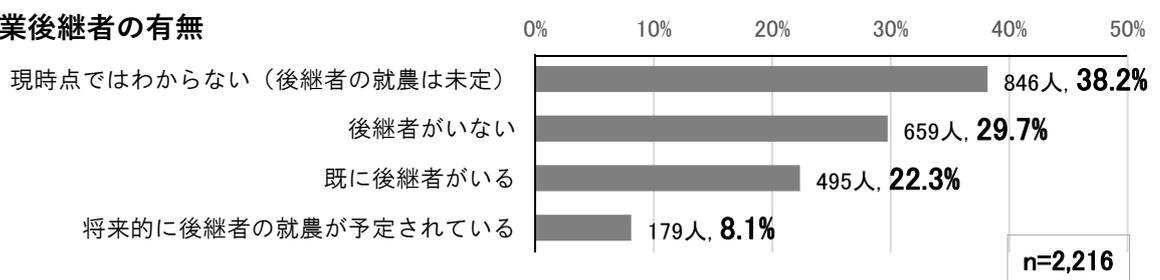
●今後の経営規模についてどのように考えているか〈今後も農業を続けていきたいかという問いに「はい」を選択した人が回答〉



●農地を所有し耕作を続けるうえでの課題は何ですか



●農業後継者の有無



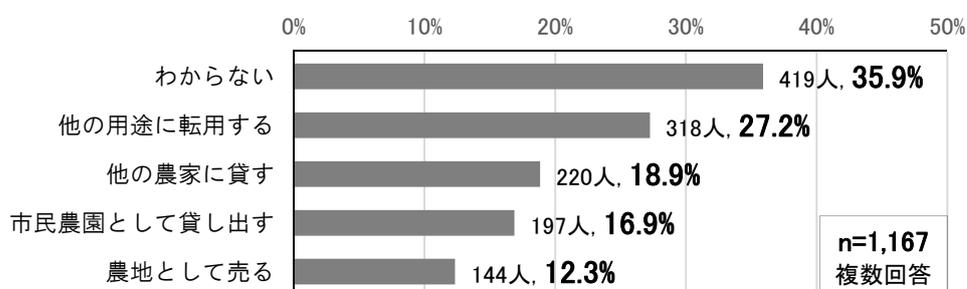
農地を貸すことについて

農業を継続する意向について、「意向がない」「どちらともいえない」を選択した方に、農業を続けていくことができなくなった場合、所有する農地はどのように管理するか聞いたところ、「わからない」が約36%、「他の用途に転用する」が約27%でした。

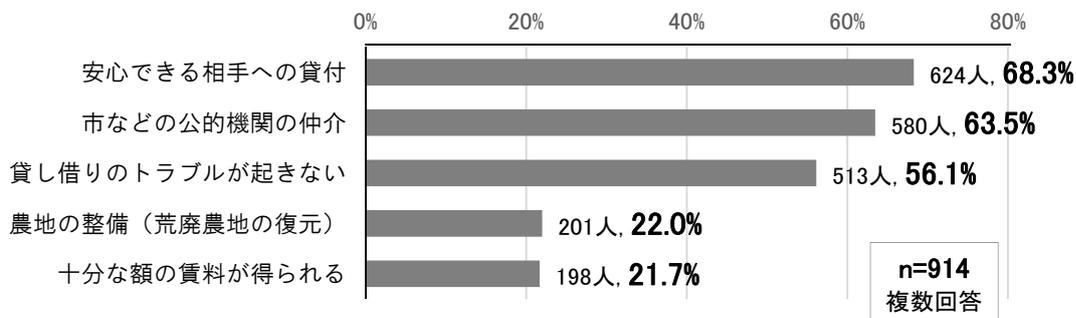
また、耕しきれなくなった農地を他の農家に貸すことについて、「農地を貸しても良い」を選択した方に、農地を貸す条件を聞いたところ、「安心できる相手への貸付」が約68%、「市などの公的機関の仲介」が約64%、「貸し借りのトラブルが起きない」が約56%でした。

農地の保全を進めるためには、他の農家への農地の貸借や市民農園として貸し出すなど、多様な担い手による耕作を促す方策が求められます。また、農地の貸借を進めるうえでは、信頼できる相手への貸し借りを求める方が多いことから、市による仲介などの取組を引き続きおこなう必要があります。

●農業を続けていくことができなくなった場合、所有する農地はどのように管理するか（今後も農業を続けていきたいかという間に「いいえ」「どちらともいえない」を選択した人が回答）



●農地を貸す条件について、どのように考えるか（耕しきれない農地を他の農家に貸すことについて「貸しても良い」を選択した人が回答）

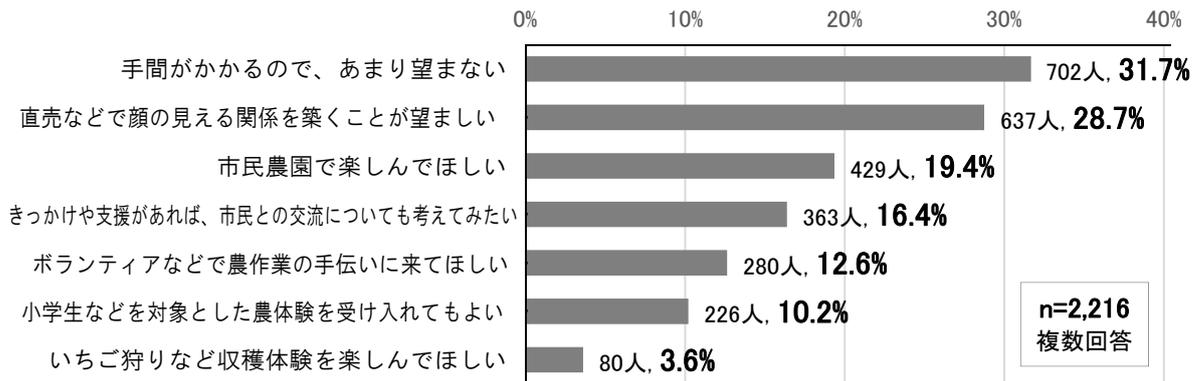


市民との関わりについて

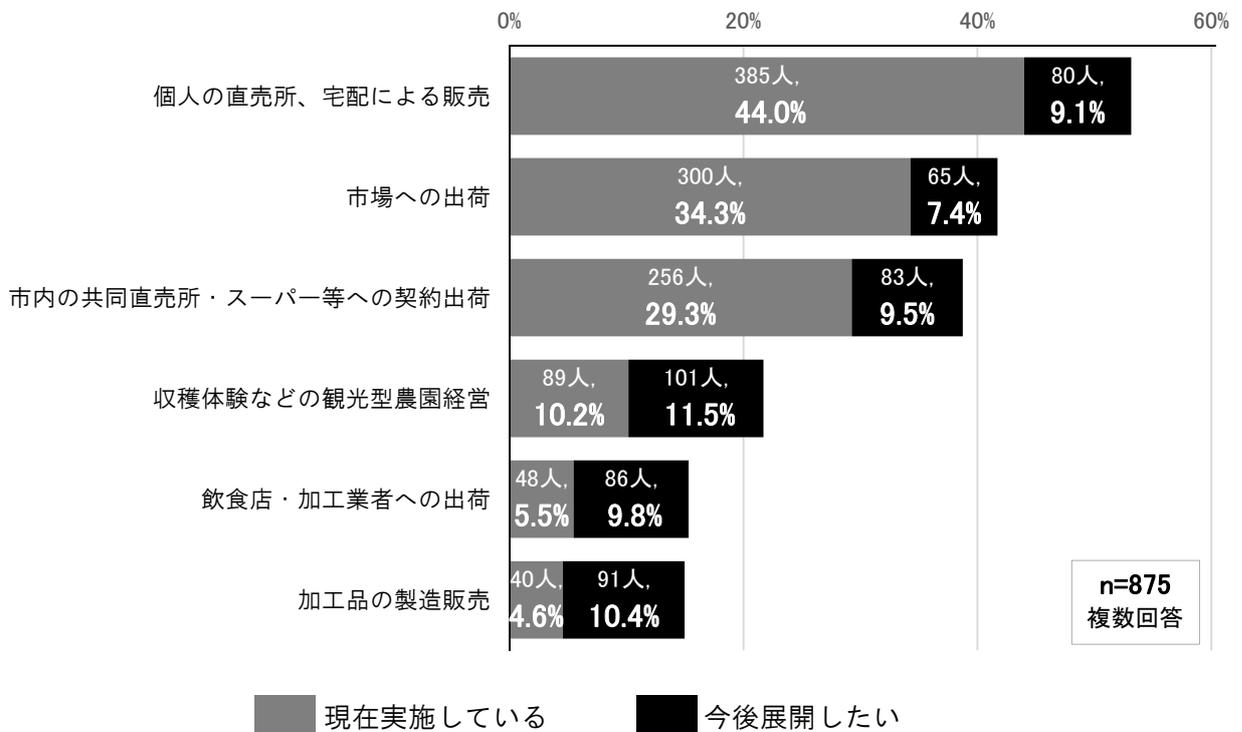
市民と交流することについて聞いたところ、「手間がかかるのであまり望まない」が最も多く（約32%）、消極的な意見が多いものの、農業経営の継続意向がある方に今後展開したい農業経営を聞いたところ、「収穫体験などの観光型農園経営」が最も多く（約12%）、「加工品の製造販売」が次いで多い回答（約10%）でした。

市民意識調査の結果から、直売所や収穫体験ができる農園など、農にふれる機会や場に対するニーズは未だ高いため、農にふれる機会や場の創出への支援が求められますが、市民との交流や、市民が農に親しむ場を提供することに積極的な農家に対して支援することが効果的であるといえます。

●市民と交流することについて、どのように考えるか



●現在どのような農業経営をしているか。また、今後、どのような農業を展開したいか〈今後も農業を続けていきたいかという間に「はい」を選択した人が回答〉



3 これからの緑の取組[2019-2023] (素案) に対する市民意見募集の結果 (概要)

これからの緑の取組 [2019-2023] の策定に向けて、2018 (平成 30) 年 1 月に、2019 (平成 31) 年度以降に重点的に取り組む「これからの緑の取組 [2019-2023]」の素案としてまとめ、この素案に対して、市民意見募集を行いました。

●意見募集期間
2018 (平成 30) 年 1 月 15 日 (月) から 2 月 16 日 (金) まで

●実施方法
(1) アンケート方式
①個人 5,000 人 (住民基本台帳の満 20 歳以上の市民から無作為抽出)
②法人 5,000 社 (法人市民税課税台帳から無作為抽出)
(2) 公募型自由記述方式
素案の概要版パンフレットに添付のハガキ、Web フォーム、電子メール、FAX

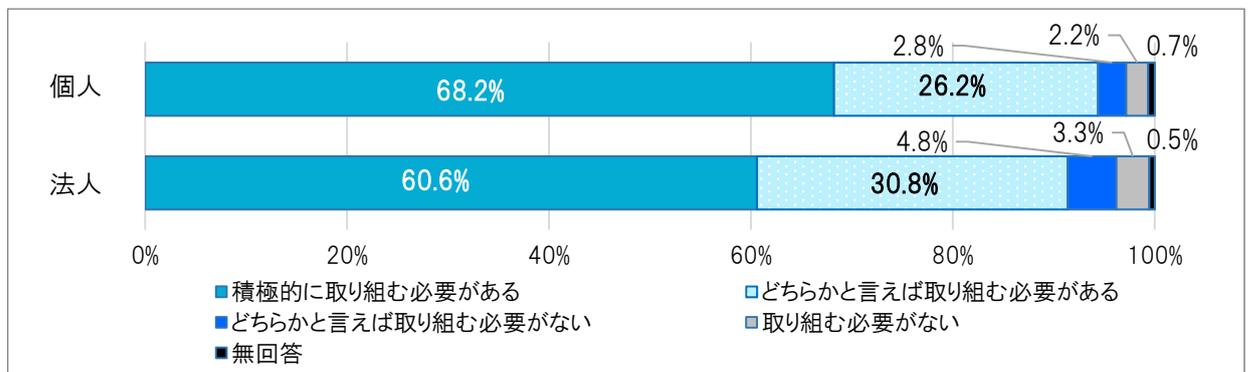
●回収数
(1) アンケート方式
①個人 1,372 人 (回収率 27.4%)
②法人 1,101 社 (回収率 22.0%)
(2) 公募型自由記述方式
1,362 通 (意見総数 : 2,768 件)

(1) アンケート方式の結果 (端数調整により合計値が 100%にならない場合があります。)

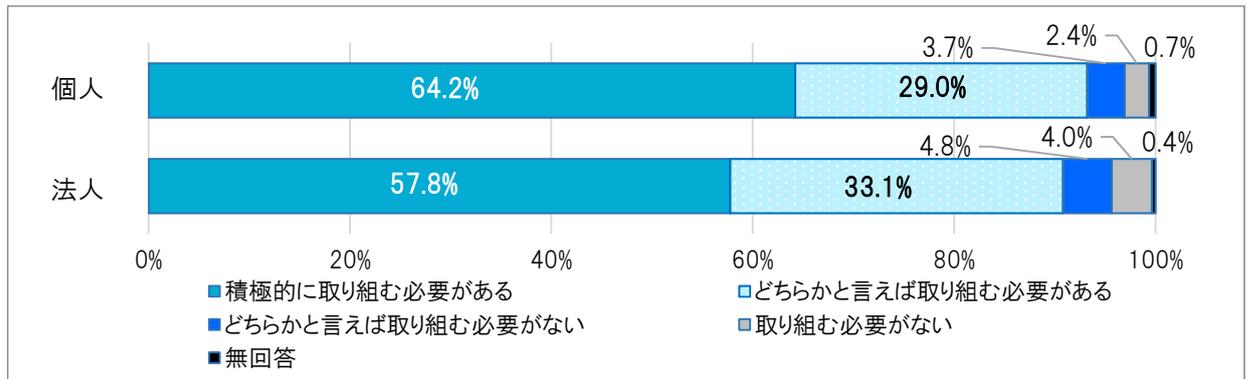
●取組の目標について

素案で掲げた 3 つの目標については、個人・法人とも、8~9 割の方に「積極的に取り組む必要がある」又は「どちらかと言えば取り組む必要がある」とお答えいただきました。

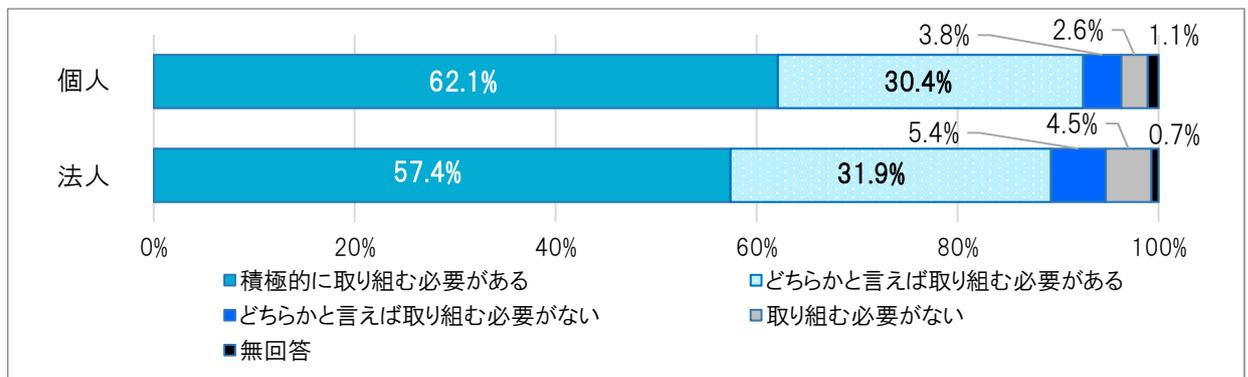
問1. 2009(平成 21)年度から進めている「横浜みどりアップ計画」の取組により、緑(樹林地)の減少傾向が鈍化しています。「これからの緑の取組」では、引き続き、緑の保全・創造の取組を進め、緑の減少に歯止めをかけようとしています。このことについてどう思いますか。



問2. 「これからの緑の取組」では、地域の特性に応じた緑の保全や創出、維持管理の充実により、緑の「質」を高めようとしています。このことについてどう思いますか。



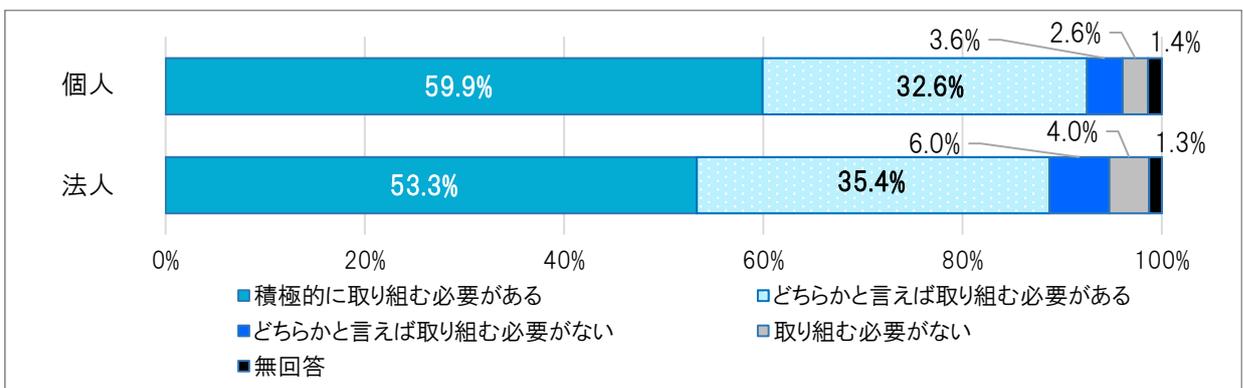
問3. 「これからの緑の取組」では、市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現する取組を進めようとしています。このことについてどう思いますか。



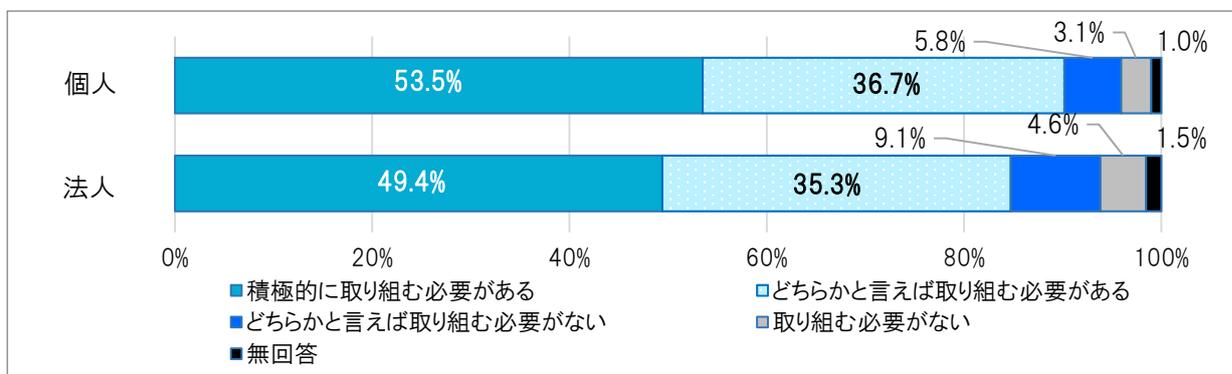
●具体的な取組内容について

取組の柱1～3の各取組についても、個人・法人とも、8割～9割の方に「積極的に取り組む必要がある」又は「どちらかと言えば取り組む必要がある」とお答えいただきました。

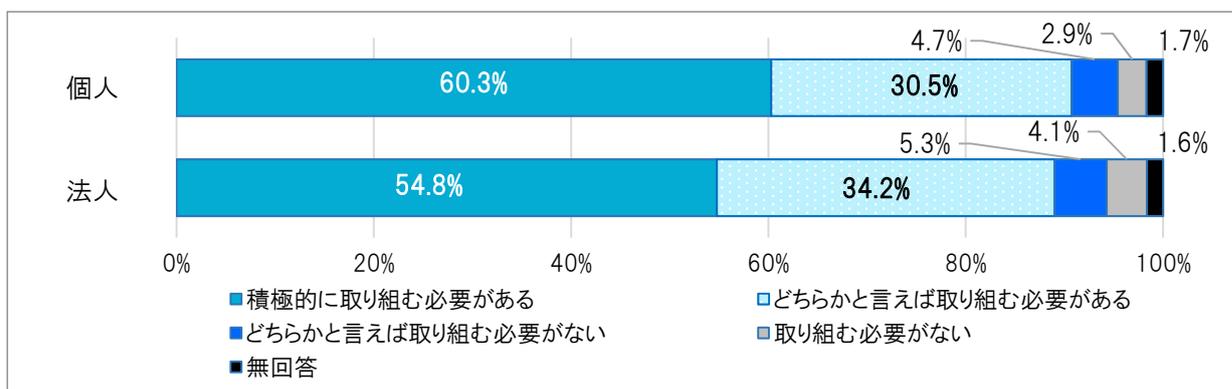
問4. 取組の柱1「市民とともに次世代につなぐ森を育む」では、緑地保全制度による指定の拡大や市による買取り、良好な森の育成、森を育む人材の育成、市民が森に関わるきっかけづくりに取り組みます。このことについてどう思いますか。



問5. 取組の柱2「市民が身近に農を感じる場をつくる」では、水田など良好な農景観の保全、農とふれあう場づくり、身近に農を感じる地産地消の推進や市民や企業と連携した地産地消の展開に取り組みます。このことについてどう思いますか。



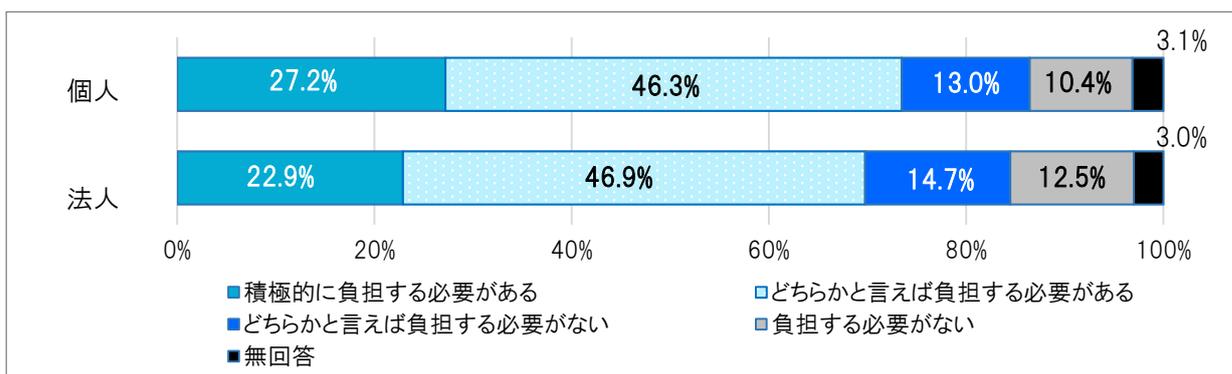
問6. 取組の柱3「市民が実感できる緑や花をつくる」では、まちなかでの緑の創出・育成、市民や企業と連携した緑のまちづくり、子どもを育む空間での緑の創出・育成や、緑や花による魅力・賑わいの創出・育成に取り組みます。このことについてどう思いますか。



●取組に必要な財源について

取組に必要な財源についての質問では、個人・法人ともに約7割の方に、「積極的に負担する必要がある」又は「どちらかと言えば負担する必要がある」とお答えいただきました。

問7. 「横浜みどりアップ計画(計画期間:平成26-30年度)」を推進するため、財源の一部として、2018(平成30)年度まで横浜みどり税を市民の皆様(個人・法人)にご負担いただいています。「これからの緑の取組」に掲げた施策を実施するためには、安定した財源が必要となります。その財源の一部を、横浜みどり税のように、市民が負担することについて、どう思いますか。



(2) 公募型自由記述方式の結果

寄せられたご意見を分類すると、次の一覧のとおりです。

分類		集計	
1. 素案全体に関するご意見		476	
取組を支持するご意見		21	
理念や目標、計画の枠組みに関するご意見		402	
取組の進め方、優先順位についてのご意見		15	
取組の内容に関するご意見		29	
人材の育成・教育に関するご意見			12
その他のご意見			17
素案の表現に関するご意見		9	
2. 柱1 市民とともに次世代につなぐ森を育む		911	
柱1に関するご意見		1	
樹林地・緑地の保全に関するご意見		891	
開発規制に関するご意見			869
保全制度に関するご意見			21
その他のご意見			1
維持管理・良好な森の育成に関するご意見		17	
質の高い管理に関するご意見			9
維持管理の支援に関するご意見			2
その他のご意見			6
森を育む人材の育成に関するご意見		2	
市民が森に関わるきっかけづくりに関するご意見		0	
3. 柱2 市民が身近に農を感じる場をつくる		24	
柱2に関するご意見		8	
良好な農景観の保全に関するご意見		3	
農とふれあう場づくりに関するご意見		7	
地産地消の推進に関するご意見		6	
4. 柱3 市民が実感できる緑や花をつくる		848	
柱3に関するご意見		810	
全国都市緑化よこはまフェアの成果を継承する取組に関するご意見			791
その他のご意見			19
まちなかでの緑の創出・育成に関するご意見		21	
公共施設・公有地での緑の創出・育成に関するご意見			4
街路樹に関するご意見			9
シンボリックな緑の創出・育成に関するご意見			8
市民や企業と連携した緑のまちづくりに関するご意見		9	
子どもを育む空間での緑の創出・育成に関するご意見		1	
緑や花による魅力・賑わいの創出・育成に関するご意見		7	
5. 効果的な広報の展開		19	
実績・成果の報告について		8	
取組の広報について		10	
その他のご意見		1	
6. これまでの成果に関するご意見		9	
7. 税、財源に関するご意見		446	
税を支持・容認するご意見		34	
税を支持しないご意見		8	
負担額低減や課税方法の変更を求めるご意見		9	
財源の検討に関するご意見		16	
税の使途・情報提供に関するご意見		375	
その他のご意見		4	
8. その他		35	
総計		2768	

4 横浜みどりアップ計画市民推進会議

「横浜みどりアップ計画」の推進に向け、市民参加の組織により、みどりアップ計画の評価及び意見・提案、市民の方への情報提供等を行うことを目的として、公募市民や学識経験者などからなる「横浜みどりアップ計画市民推進会議」が2009（平成21）年に設置され、2012（平成24）年からは横浜市附属機関設置条例に基づく附属機関に位置付けられています。

市民推進会議では、全体会議や各種部会、現地調査などにより、みどりアップ計画の評価・提案に向けた議論を行っているほか、広報誌「濱RYOKU」「みどりアップQ」や報告書を発行し、市民推進会議の活動内容や、横浜みどりアップ計画の取組を紹介しています。

（1）委員構成

会議は、学識経験者（4名）、関係団体（6名）、町内会・自治会代表（1名）、公募市民（5名）、計16名により、構成されています。

	氏名（敬称略）	役職等
座長	進士 五十八	福井県立大学 学長
副座長	薦谷 栄一	農的社会デザイン研究所 代表
	相川 健志	公募市民
	網代 宗四郎	横浜市町内会連合会 委員
	東 みちよ	公募市民
	池田 信彦	よこはま緑の推進団体連絡協議会 会長
	池邊 このみ	千葉大学大学院 園芸学研究科 教授
	岩本 誠	三保市民の森愛護会 会長
	大竹 斎子	公募市民
	加茂 千津子	公募市民
	清水 靖枝	長屋門公園管理運営委員会 事務局長
	長瀬 里佳	公募市民
	野路 幸子	横浜市中央農業委員会委員
	望月 正光	関東学院大学 経済学部 教授
	翔山 功	横浜農業協同組合 常務理事
	若林 史郎	横浜商工会議所 常任参与

2018（平成30）年8月現在

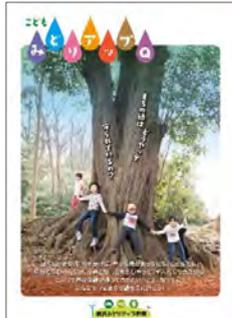
(2) 活動状況

2009（平成 21）年 5 月から 2018（平成 30）年 8 月までに、以下の活動を行いました。

活動		取組内容	回数
全体会議		みどりアップ計画の事業目標や事業進捗状況について意見交換、報告書について検討	28 回
部 会	施策別専門部会	みどりアップ計画の取組の柱ごとに、取組の内容と進捗状況について意見交換を行い、評価・提案について検討	30 回
	広報・見える化部会	広報誌「濱 RYOKU」「みどりアップQ」の編集 みどり税やみどりアップ計画のわかりやすい伝え方の検討	41 回
	調査部会	みどりアップ計画の取組が進められている現場を調査	18 回
広報誌の発行		市民推進会議の活動内容や、みどりアップ計画の取組を紹介する広報誌「濱 RYOKU」「みどりアップQ」を発行	33 回
報告書の発行		みどりアップ計画の評価・提案等を報告書として発行	9 回

市民推進会議広報誌「みどりアップQ」

2009（平成 21）年度より、市民推進会議広報・見える化部会では、広報誌「濱 RYOKU」を発行してきましたが、より見やすく、手に取ってもらえるよう、2014（平成 26）年 11 月に「みどりアップQ」として紙面をリニューアルし、これまで発行してきました。

<p>第1号 平成 26 年 11 月発行</p> 	<p>第2号 平成 27 年 1 月発行</p> 	<p>第3号 平成 27 年 3 月発行</p> 	<p>第4号 平成 27 年 7 月発行</p> 	<p>第5号 平成 27 年 11 月発行</p> 
<p>第6号 平成 28 年 3 月発行</p> 	<p>子どもフレット(別冊) 平成 28 年 3 月発行</p> 	<p>第7号 平成 28 年 9 月発行</p> 	<p>第8号 平成 28 年 12 月発行</p> 	<p>第9号 平成 29 年 2 月発行</p> 
<p>第10号 平成 29 年 9 月</p> 	<p>第11号 平成 29 年 12 月</p> 	<p>第12号 平成 30 年 2 月</p> 		

(3) 市民推進会議からの評価・提案

2017（平成 29）年度の報告書では、横浜みどりアップ計画（平成 26-30 年度）の 4 年間の進捗状況や実績について、市民推進会議から評価・提案をいただきました。

「横浜みどりアップ計画（計画期間：平成 26-30 年度）4 か年の評価・提案（横浜みどりアップ計画市民推進会議平成 29 年度報告書）」より抜粋

計画全体として、柱ごとに数多くの取組で着実な推進が図られています。

「取組の柱 1：市民とともに次世代につなぐ森を育む」については、みどりアップ計画の根幹である樹林地の指定は、目標を達成できていませんが、小面積の指定が多くなった背景なども踏まえ、土地所有者へ丁寧な働きかけに努めていることを評価します。また、民有樹林地の維持管理の支援は、所有者が土地を持ち続けることに大いに役立っていることから、引き続き支援を行うとともに、利用者の声を聴くなど、ニーズに沿った支援内容の検討も必要です。

「取組の柱 2：市民が身近に農を感じる場をつくる」については、水田の保全奨励など、主要な取組では概ね目標を達成していることを評価します。取組開始から 10 年目が近づいていますので、引き続き継続していけるよう努めてください。また、特区農園の開設を支援する「市民農園コーディネーター」の活用により、市民が利用しやすい農園の開設や運営の支援をさらに進めていくことを期待します。

「取組の柱 3：市民が実感できる緑をつくる」については、民有地における緑化の助成は、目標を下回る助成件数となっています。今後は、美しい緑化の実績写真などを効果的に使いながら、市民や事業者へ PR することが必要ですが、より利用しやすい制度へ見直す時期にきています。また、都心臨海部の緑花による賑わいづくりでは、市民の皆様の緑や花への関心が高まっていますので、今後もこの事業が、市民の誇りとなり、横浜の魅力の向上に寄与することを期待します。

「効果的な広報の展開」については、広報よこはまの特集ページで、「みどりアップの楽しみ方」という新しい切り口の紹介で効果的な広報に取り組んでいることが見て取れました。引き続き、区ごとの特徴を捉え、わかりやすく、市民の目につく広報を期待します。また、今後は知ってもらうだけでなく、理解してもらう、参加してもらうことも必要です。これからは、それらのステップを意識した広報に取り組まれることを期待します。

平成 30 年度はみどりアップ計画の最終年度となります。今までは行政主導型でしたが、これからは、市民や企業、地域等が主体性を持って自発的に緑の保全・創造に取り組んでいく道筋をつけることが大きな課題です。

5 横浜市税制調査会からの答申（概要）

横浜みどり税の取扱いについて、専門的かつ幅広い見地から検討をしていただくため、横浜市長から横浜市税制調査会に2018（平成30）年4月に「横浜市の政策目標の実現に向けた課税自主権の活用上の諸課題等について意見を求めます。特に平成31年度以降のこれからの緑の取組における横浜みどり税を含めた税財源の取扱いについて、意見を求めます。」との諮問を行い、同年7月に答申「平成30年度横浜市税制調査会答申－平成31年度以降の横浜みどり税－」をいただきました。

（1）答申の概要

次頁参照

（2）検討の経過

日 程		主な議題
第1回	2018（平成30）年4月25日	1. 委嘱状交付式 2. 諮問 3. その他
第2回	2018（平成30）年5月28日	1. 31年度以降の横浜みどり税の取扱いについて
第3回	2018（平成30）年6月14日	
第4回	2018（平成30）年6月20日	
第5回	2018（平成30）年7月4日	
第6回	2018（平成30）年7月18日	
—	2018（平成30）年7月25日	【答申】平成30年度横浜市税制調査会答申

（3）横浜市税制調査会 委員（敬称略）

	氏 名	所 属 等
座 長	青木 宗明	神奈川大学 経営学部教授
	上村 雄彦	横浜市立大学学術院 国際総合科学群教授
	柏木 恵	キャノングローバル戦略研究所 研究主幹
	川端 康之	横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授
	柴 由花	常葉大学 法学部教授
	星野 菜穂子	和光大学 経済経営学部教授
	望月 正光	関東学院大学 経済学部教授

第 1 章 現行の取組（第 2 期横浜みどり税）の検証

第 2 期横浜みどり税の検証にあたって、全てゼロベースで検証し直すことにした。そして、横浜みどりアップ計画の成果や、財政及び行財政改革等の取組状況について、点検と実績評価を行った。その結果、第 2 期横浜みどり税は、課税の根拠及び税制について適正であったと結論付ける。

（1）施策の成果（横浜みどりアップ計画）

■取組の柱 1 市民とともに次世代につなぐ森を育む

- ・緑地保全制度による新規指定等の面積は、この計画期間のうち4か年で 328.4ha であり、確実に指定面積が増加している。
- ・横浜みどりアップ計画が開始された平成 21 年度以降、課税地目山林面積の減少が鈍化している。
- ・横浜みどり税の導入により、不測の事態等による買取り希望に対して確実に対応してもらえる安心感などを背景に、樹林地の指定促進が着実に進んでいる。

■取組の柱 2 市民が身近に農を感じる場をつくる

- ・市内の水田の9割にあたる 119.8ha を保全することができた。
- ・収穫体験農園・農園付公園についても着実に整備が進んでいる。

■取組の柱 3 市民が実感できる緑をつくる

- ・地域が主体となって、地域にふさわしい緑を創出する計画をつくり、実行する取組が市内の 42 地区で実施されている。

（2）財政及び行財政改革等の取組状況

- ・横浜市の財政状況は、市税収入がかつてのような伸びを確保することが難しい状況が続いているが、財政の健全性を維持し、持続可能な財政運営の推進に取り組んでいる。

第2章 第3期横浜みどり税の継続の是非

次期横浜みどりアップ計画の詳細な内容と今後の行財政改革等の取組の方向性についての確認を行い、施策の重要性・必要性、超過課税による財源の確保が必要であることを確認した。第3期横浜みどり税について、具体的な税制の検討を行った結果、現行の形を継続することが適当であると判断した。

(1) 施策の重要性

- ・横浜市は、依然として高い開発圧力にさらされており、樹林地の減少に歯止めをかけるために、引き続き樹林地の指定、買取に取組む必要がある。
- ・水田の保全や農園付公園等の整備についても継続することが妥当である。
- ・街路樹を再生し、街路樹による良好な景観づくりを目指す取組は、実施すべきである。

(2) 今後の行財政改革等の取組の方向性

- ・今後、市税収入の増加を上回る社会保障経費の増加が見込まれ、財政運営において一層厳しさが増すことが見込まれる。
- ・徹底した事業見直しや内部管理業務の事務の効率化など「不断の行政改革」を行うとともに、データやICTを活用した効率的・効果的な行政運営を推進する。

(3) 横浜みどり税条例における税制案

■横浜みどり税

<課税手法>

- ・緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及ぶため、引き続き、市民税(個人・法人)均等割の超過課税を採用すべき。

<課税期間>

- ・次期みどりアップ計画の計画期間と同じ5年間という期間設定で適当。

<税率>

- ・次期横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の必要財源額を約136億円と積算した。
- ・全てを市民税(個人・法人)均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の税率は900円、法人は規模等に応じた均等割額の9%相当額(4,500円～270,000円)になると試算。

<使途>

- ・横浜みどり税の使途の基本的な考え方は、①樹林地・農地の確実な担保(公有地化)、②身近な緑化の推進、③維持管理の充実によるみどりの質の向上、④ボランティアなど市民参画の促進につながる事業(施設の整備費や特定の個人・事業の支援的な性格を有する事業については除外)の4点である。
- ・現行の横浜みどり税もこの考え方に従っており、基本的にはこの考え方が適当である。

■追加措置

<固定資産税等の軽減>

- ・市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとして一定の成果は出ており、緑地や農地の維持管理負担を引き続き軽減することが適当。

<市民参画>

- ・超過課税の使途について、公募市民を含めた委員が市民の立場でしっかりとチェックを行っているなど、期待された通りの成果を収めており、引き続き設置が必須。

第3章 国税・森林環境税の問題点と横浜みどり税との関係

(1) 国税・森林環境税と横浜みどり税との関係

- ・国税・森林環境税の目的は、森林経営の成り立たない森林の整備となる。
- ・横浜みどり税の目的は、都市部の樹林地の保全であり、都市緑化の推進である。
- ・したがって国税・森林環境税と横浜みどり税の目的は全く関わりを持たず、**両者は無関係**なのである。

(2) 横浜市における森林環境譲与税の用途

- ・国税・森林環境税の構想当初の目的は、経済・商業ベースで林業が成り立たない森林を、市町村が介在して整備することである。この目的に適合する用途とは、整備されにくい森林の整備に努める中山間地自治体の事業を支援することに他ならない。
- ・具体的には、当該自治体の整備事業で生み出された木材を、消費地である大都市自治体として購入・利用することである。
- ・これ以外の用途、例えばすでに横浜みどり税が充当されている事業に充てるのは、制度上は許されるかもしれないが、決して行うべきではない。

横浜みどりアップ計画（計画期間：平成26-30年度）より抜粋

横浜みどりアップ計画の事業費一覧

(単位：百万円)

取組の柱	事業	取組	5か年事業費	内訳	うち一般財源		うち国費・市債
					みどり税	みどり税以外	
市民とともに次世代につなぐ森を育む	①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	・緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	32,494	32,494	3,556	971	27,967
	②生物多様性・安全性に配慮した森づくり	・森づくりガイドライン等を活用した森の育成	3,745	2,100	1,323	777	—
		・指定された樹林地における維持管理の支援		600	600	—	—
		・生物多様性に配慮した防災性・安全性の向上		1,000	1,000	—	—
		・間伐材の有効活用		45	40	5	—
	③森を育む人材の育成	・森づくりを担う人材の育成	69	41	41	—	—
・森づくり活動団体への支援		28		28	—	—	
④市民が森に関わるきっかけづくり	・森の楽しみづくり	330	100	100	—	—	
	・森に関する情報発信		230	30	200	—	
小計			36,639	36,639	6,719	1,953	27,967
市民が身近に農を感じる場をつくる	①良好な農景観の保全	・水田の保全	1,087	343	183	160	—
		・特定農業用施設保全契約の締結		5	—	5	—
		・農景観を良好に維持する取組の支援		562	200	362	—
		・多様な主体による農地の利用促進		177	177	—	—
	②農とふれあう場づくり	・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	2,576	2,514	1,101	47	1,367
		・市民が農を楽しみ支援する取組の推進		62	—	62	—
③身近に感じる地産地消の推進	・地産地消にふれる機会の拡大	257	257	—	257	—	
④市民や企業と連携した地産地消の展開	・地産地消を広げる人材の育成	65	22	—	22	—	
	・市民や企業等との連携		43	—	43	—	
小計			3,985	3,985	1,661	957	1,367
市民が実感できる緑をつくる	①民有地での緑の創出	・民有地における緑化の助成	306	148	123	25	—
		・建築物緑化保全契約の締結		—	—	—	—
		・名木古木の保存		109	100	9	—
		・人生記念樹の配布		50	22	28	—
	②公共施設・公有地での緑の創出	・公共施設・公有地での緑の創出・管理	4,465	1,370	150	1,220	—
		・公有地化によるシンボリックな緑の創出		1,650	324	—	1,327
・いきいきとした街路樹づくり		1,445		1,445	—	—	
③市民協働による緑のまちづくり	・地域緑のまちづくり	931	931	931	—	—	
④子どもを育む空間での緑の創出	・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出	463	463	75	388	—	
⑤緑や花による魅力・賑わいの創出	・都心臨海部の緑花による賑わいづくり	1,620	1,620	1,470	150	—	
小計			7,784	7,784	4,639	1,819	1,327
のな効果展開	①市民の理解を広げる広報の展開	・計画の周知や実績報告	80	80	—	80	—
総計			48,488	48,488	13,019	4,809	30,660

【注 1】 事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注 2】 端数調整により、合計値が整合しない場合があります。

市第 23 号議案 横浜みどり税条例の一部改正について

横浜みどり税については、5月29日の政策・総務・財政委員会において、概要とこれからの緑の取組（原案）について、7月31日の臨時常任委員会において、平成30年度横浜市税制調査会答申について、ご報告させていただきました。

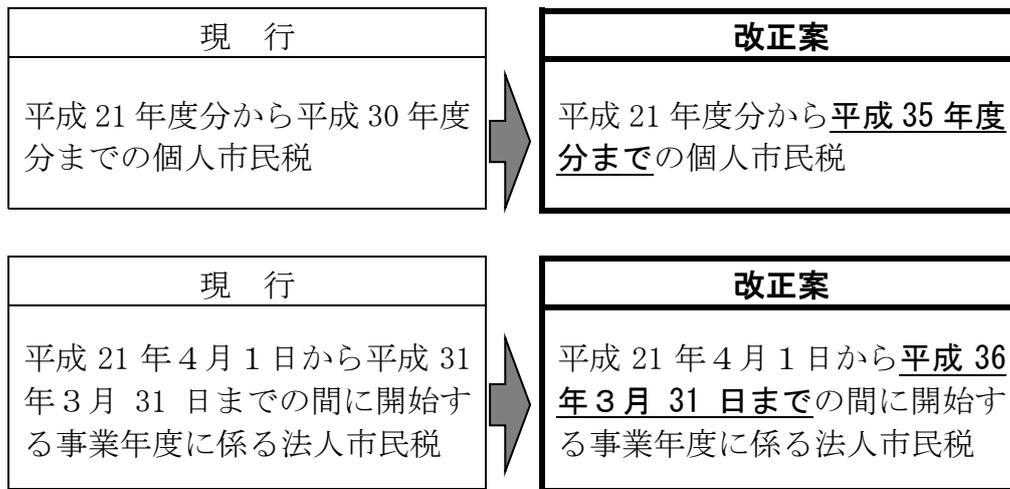
それらを踏まえ、今回、次のとおり、横浜みどり税条例の一部改正を行います。

1 今回の条例改正の考え方

(1) 課税手法・課税期間について

課税手法については、緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及んでいるため、引き続き、個人市民税及び法人市民税の均等割の超過課税とします（納税義務者は個人市民税及び法人市民税に係る均等割の納税義務者）。

また、課税期間については、「これからの緑の取組[2019-2023]（案）」と同じ5年間とします。



(2) 税率について

31年度以降の施策である「これからの緑の取組[2019-2023]（案）」の事業費に充てる財源のうち、国費・市債及び一般財源で対応すべき部分を除いた部分が、横浜みどり税の必要財源額となります。

「これからの緑の取組[2019-2023]（案）」の5か年事業費は約502億円であり、横浜みどり税の必要財源額は約136億円と見込まれますので（4ページ「参考1」参照）、これを基に試算すると、税率は個人900円・法人9%となります（現行と同率）。

(3) 固定資産税等の軽減について

特定緑化部分又は農業用施設用地に対して課する固定資産税等の軽減について、市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとして一定の成果は出ており、緑地や農地の維持管理負担の軽減を図る必要があることから、軽減の対象となる契約締結期間を5年間延長します。

現 行	改正案
緑化部分又は農業用施設を10年間保全する契約を平成21年4月1日から平成30年12月31日までの間に締結した場合	緑化部分又は農業用施設を10年間保全する契約を平成21年4月1日から平成35年12月31日までの間に締結した場合

(4) 森林環境（譲与）税について

平成31年度税制改正で創設される見込みの森林環境税(平成36年度から課税)は、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ることを目的としており、また、森林環境譲与税(平成31年度から譲与)は、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないとされています。

横浜みどり税は、都市部の樹林地の保全を目的としており、森林環境税とは、目的が異なります。また、森林環境譲与税の使い道は、横浜市税制調査会の答申にもあるとおり、大都市にあっては、中山間地自治体の森林整備事業を支援することであり、その整備事業で生み出された国内産木材を都市部が消費地として購入・利用することと考えられます。(5ページ「参考2」参照)

したがって、本市では、森林環境譲与税は、「木材利用の促進」に活用することとします。

なお、「これからの緑の取組[2019-2023](案)」とは別の事業に活用するため、横浜みどり税の税率には影響しません。

2 横浜みどり税条例改正後の概要

項目	内容																																											
目的 (第1条関係)	緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため、市税条例に定める市民税の均等割の税率の特例・固定資産税及び都市計画税の特例に関し、必要な事項を定めます。																																											
横浜みどり税	課税手法 (第2・3条関係)	個人市民税及び法人市民税の均等割への超過課税																																										
	課税期間 (第2・3条関係)	(個人) 平成21年度分から 平成35年度分 まで (法人) 平成21年4月1日から 平成36年3月31日 までの間に開始する事業年度																																										
	税率 (第2・3条関係)	<p>(個人) 年間900円</p> <p>【参考】個人の市民税の均等割の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>標準税率</th> <th>(参考) 横浜みどり税分</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,000円 (平成26年度からは3,500円)</td> <td>900円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(法人) 年間均等割額の9%相当額(4,500~270,000円)</p> <p>【参考】法人の市民税の均等割の税率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">法人の区分</th> <th rowspan="2">標準税率</th> <th rowspan="2">(参考) 横浜みどり税分(均等割額9%相当分)</th> </tr> <tr> <th>資本金等の額</th> <th>従業員数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1千万円以下</td> <td>50人以下</td> <td>50,000円</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>120,000円</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1千万円超 1億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>130,000円</td> <td>11,700円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>150,000円</td> <td>13,500円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1億円超 10億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>160,000円</td> <td>14,400円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>400,000円</td> <td>36,000円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">10億円超 50億円以下</td> <td>50人以下</td> <td>410,000円</td> <td>36,900円</td> </tr> <tr> <td>50人超</td> <td>1,750,000円</td> <td>157,500円</td> </tr> <tr> <td>50億円超</td> <td></td> <td>3,000,000円</td> <td>270,000円</td> </tr> </tbody> </table>	標準税率	(参考) 横浜みどり税分	3,000円 (平成26年度からは3,500円)	900円	法人の区分		標準税率	(参考) 横浜みどり税分(均等割額9%相当分)	資本金等の額	従業員数	1千万円以下	50人以下	50,000円	4,500円	50人超	120,000円	10,800円	1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	11,700円	50人超	150,000円	13,500円	1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	14,400円	50人超	400,000円	36,000円	10億円超 50億円以下	50人以下	410,000円	36,900円	50人超	1,750,000円	157,500円	50億円超		3,000,000円	270,000円
	標準税率	(参考) 横浜みどり税分																																										
3,000円 (平成26年度からは3,500円)	900円																																											
法人の区分		標準税率	(参考) 横浜みどり税分(均等割額9%相当分)																																									
資本金等の額	従業員数																																											
1千万円以下	50人以下	50,000円	4,500円																																									
	50人超	120,000円	10,800円																																									
1千万円超 1億円以下	50人以下	130,000円	11,700円																																									
	50人超	150,000円	13,500円																																									
1億円超 10億円以下	50人以下	160,000円	14,400円																																									
	50人超	400,000円	36,000円																																									
10億円超 50億円以下	50人以下	410,000円	36,900円																																									
	50人超	1,750,000円	157,500円																																									
50億円超		3,000,000円	270,000円																																									
基金 (第4条関係)	横浜みどり税の税収相当額 [*] については、緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るための基金(横浜市みどり基金)に積み立てます。																																											
固定資産税等の軽減	特定緑化部分に対する特例 (第5条関係)	敷地面積が500㎡以上の建築物の敷地において、一定の緑化基準を超えて5%以上の上乗せ緑化を行い、緑化部分全体を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から 平成35年12月31日 までの間に横浜市と締結した場合、上乗せ緑化している部分に係る固定資産税・都市計画税の税額の4分の1を10年間軽減します。																																										
	農業用施設用地に対する特例 (第6条関係)	1,000㎡以上の耕作を行っている農家で、所有農地等を10年以上耕作すること及び農業用施設を10年間保全する契約を、平成21年4月1日から 平成35年12月31日 までの間に横浜市と締結した場合、農家の敷地内にある農業用施設用地に係る固定資産税・都市計画税について、一般の農業用施設用地の税額との差額相当分を10年間軽減します。																																										

※今回改正する部分は、ゴシックにしています。

○ これからの緑の取組[2019-2023]（案）の事業費一覧

（単位：百万円）

取組の柱	事業	取組	5か年事業費	内訳	国費・市債	一般財源	
						みどり税以外	みどり税必要分
市民とともに次世代につなぐ森を育む	①緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	・緑地保全制度による指定の拡大・市による買取り	32,682	32,682	25,745	2,853	4,084
	②良好な森の育成	・森の多様な機能に着目した森づくりの推進	3,606	3,076	-	763	2,313
		・指定した樹林地における維持管理の支援		530	-	-	530
	③森を育む人材の育成	・森づくりを担う人材の育成	130	75	-	-	75
		・森づくり活動団体への支援		55	-	5	50
	④市民が森に関わるきっかけづくり	・森の楽しみづくり	330	100	-	-	100
・森に関する情報発信		230		-	200	30	
小計			36,747	36,747	25,745	3,821	7,181
市民が身近に農を感じる場をつくる	①良好な農景観の保全	・水田の保全	1,194	490	-	300	190
		・特定農業用施設保全契約の締結		10	-	10	-
		・農景観を良好に維持する活動の支援		542	-	431	111
		・多様な主体による農地の利用促進		153	-	-	153
	②農とふれあう場づくり	・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設	2,513	2,453	1,548	75	829
		・市民が農を楽しむ支援する取組の推進		61	-	61	-
③身近に農を感じる地産地消の推進	・地産地消にふれる機会の拡大	293	293	-	293	-	
④市民や企業と連携した地産地消の展開	・地産地消を広げる人材の育成	66	25	-	25	-	
	・市民や企業等との連携		42	-	42	-	
小計			4,067	4,067	1,548	1,236	1,283
市民が実感できる緑や花をつくる	①まちなかでの緑の創出・育成	・公共施設・公有地での緑の創出・育成	5,481	690	-	690	-
		・街路樹による良好な景観の創出・育成		2,910	-	-	2,910
		・シンボリックな緑の創出・育成		1,789	1,272	20	497
		・建築物緑化保全契約の締結		5	-	5	-
	②市民や企業と連携した緑のまちづくり	・名木古木の保存	713	88	-	14	74
		・地域緑のまちづくり		446	-	-	446
		・地域に根差した緑や花の楽しみづくり		209	-	209	-
	③子どもを育む空間での緑の創出・育成	・人生記念樹の配布	414	58	-	43	15
・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出・育成		414		-	347	67	
④緑や花による魅力・賑わいの創出・育成	・都心臨海部等の緑花による魅力ある空間づくり	2,712	2,712	-	1,593	1,119	
小計			9,320	9,320	1,272	2,921	5,128
効果的な広報の展開	①市民の理解を広げる広報の展開	・計画の周知や実績報告	80	80	-	80	-
総計			50,214	50,214	28,565	8,057	13,592

【注1】 事業費は見込み値であり、毎年度の予算は議会の議決をもって決定します。

【注2】 端数調整により、合計値が整合しない場合があります。

○ 横浜市税制調査会答申の概要（関係部分のみ抜粋）

(1) 第3期横浜みどり税の継続の是非(第2章)

次期横浜みどりアップ計画の詳細な内容と今後の行財政改革等の取組の方向性についての確認を行い、施策の重要性・必要性、超過課税による財源の確保が必要であることを確認した。第3期横浜みどり税について、具体的な税制の検討を行った結果、現行の形を**継続することが適当であると判断**した。

施策の重要性		今後の行財政改革等の取組の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 横浜市は、依然として高い開発圧力にさらされており、樹林地の減少に歯止めをかけるために、引き続き樹林地の指定、買取に取り組む必要がある。 水田の保全や農園付公園等の整備についても継続することが妥当である。 街路樹を再生し、街路樹による良好な景観づくりを目指す取組は、実施すべきである。 		<ul style="list-style-type: none"> 今後、市税収入の増加を上回る社会保障経費の増加が見込まれ、財政運営において一層厳しさが増すことが見込まれる。 徹底した事業見直しや内部管理業務の事務の効率化など「不断の行政改革」を行うとともに、データやICTを活用した効率的・効果的な行政運営を推進する。
横浜みどり税条例における税制案		
横浜みどり税	課税手法	・ 緑の保全・創造による受益は、市民である個人・法人に広く及ぶため、引き続き、市民税(個人・法人)均等割の超過課税を採用すべき。
	課税期間	・ 次期横浜みどりアップ計画の計画期間と同じ5年間という期間設定で適当。
	税率	・ 次期横浜みどりアップ計画における横浜みどり税の必要財源額を約 136 億円と積算した。 ・ 全てを市民税(個人・法人)均等割超過課税によってまかなうこととした場合、個人の税率は 900 円、法人は規模等に応じた均等割額の9%相当額(4,500 円～270,000 円)になると試算。
追加措置	固定資産税等の軽減	・ 市街地等の緑化誘導や農地の維持保全に対するインセンティブとして一定の成果は出ており、緑地や農地の維持管理負担を引き続き軽減することが適当。
	市民参画	・ 超過課税の用途について、公募市民を含めた委員が市民の立場でしっかりとチェックを行っているなど、期待された通りの成果を収めており、引き続き設置が必須。

(2) 森林環境譲与税の充当事業(第3章第4節(2))

森林環境譲与税は、国税・森林環境税の構想当初の目的に合致した正当な用途だけに充当すべきである。

国税・森林環境税の構想当初の目的は、経済・商業ベースで林業が成り立たない森林を、市町村が介在して整備することである。この目的に適合する用途とは、整備されにくい森林の整備に努める中山間地自治体の事業を支援することに他ならない。

具体的には、当該自治体の整備事業で生み出された木材を、消費地である大都市自治体として購入・利用することである。この大都市地自体としての消費行動によって、整備困難な森林における整備の促進と林業の活性化を図り、当該森林から産出される国内産木材を商業循環サイクルに乗せることができると思われるものである。

【参考】森林環境税（仮称）、水源環境保全税、横浜みどり税の違いについて

	国	神奈川県	横浜市
名称	森林環境税（仮称）	水源環境保全税	横浜みどり税
趣旨	パリ協定の枠組みの下におけるわが国の温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止を図るための地方財源を安定的に確保するため	水源環境の保全及び再生に資する事業の充実を図るため	緑の保全及び創造に資する事業の充実を図るため
課税手法 ・ 税率	1,000円を個人住民税と併せて賦課徴収	個人県民税均等割に300円、所得割に0.025%上乗せ	個人市民税均等割に900円、法人市民税年間均等割額の9%相当額を上乗せ
課税期間	平成36年度から	平成19年度～33年度（5年ごとの期限を設けており、直近の改正は28年）	平成21年度～30年度（法人市民税については、開始事業する事業年度）（5年ごとの期限を設けており、直近の改正は25年）
税収規模	約600億円/年（1,000円×納税者6千万人） ※約19億円/年（横浜市における想定徴収額）	約40億円/年 ※約16.9億円/年（横浜市における想定徴収額）	約28億円/年（個人17億円 法人11億円）
用途	①市町村は、森林環境譲与税（仮称）を、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てなければならないこととする。（本市は、「木材利用の促進」に活用） ②都道府県は、森林環境譲与税（仮称）を、森林整備を実施する市町村の支援等に関する費用に充てなければならないこととする。	①森林の保全・再生 ②河川の保全・再生 ③地下水の保全・再生 ④水源環境への負荷軽減 ⑤県外上流域対策の推進 ⑥水源環境保全・再生を推進する仕組み 【神奈川県知事答弁】 水源環境保全税は、水源地域に限っている。森林環境譲与税の効果的な活用により、県内全域の森林の保全・再生を図り、さらに、切って使う循環を県全体に生み出していくことが大切と考える。	①樹林地・農地の確実な担保 ②身近な緑化の推進 ③維持管理の充実によるみどりの質の向上 ④ボランティアなど市民参画の促進につながる事業
本市への譲与	・市：県＝9：1 ・私有林人工林面積：林業就業数：人口＝5：2：3 ※平成31年度から譲与 ・31年度：1.4億円/年 31年度～35年度：計8.6億円 45年度：4.8億円/年（平年度化）	横浜市域には、使われていない。	